

上記コードは、三井住友海上あいおい生命ホームページから「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用するコードです。

多様化するガン治療をサポート

ブライトガード

契約年齢範囲
0～85歳

終身保障
ガンの保障

ガン保険（無解約返戻金型）（22） 無配当



ガンに
手厚く
備える



- 「契約概要・注意喚起情報」には、ご契約に関する大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。P.43に「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

〔募集代理店〕



〔引受保険会社〕

三井住友海上あいおい生命
MS&AD INSURANCE GROUP

●お客さまにご利用いただける主な制度・サービス



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。



三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、健康・医療、暮らし等に関する相談サービスをお電話にてご提供します。



三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、介護・認知症に関する相談サービスをお電話にてご提供します。



※各制度・サービスの詳細は、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。

※「満点生活応援団」「介護すこやかデスク」は三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。

●お役立ちサイト



健康的な毎日を過ごすためのコツを定期的にご案内している情報サイトです。イラスト・図解つきで、専門家が分かりやすくアドバイスします。



厚生労働省が認める先進医療制度について、どんな技術か、治療にどう活用するのか、治療費など、先進医療の最新情報を解説します。



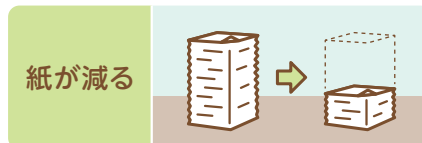
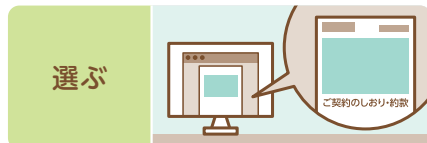
Web約款
ご契約のしおり・約款

「保険でできるエコ」はじめませんか。



三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「**Web約款**」をご用意しています。

「**Web約款**」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。



本冊子の記載内容は、2024年9月現在の法令等によるものです。今後、法令等の変更に伴い取扱いが変更となる場合があります。



〔募集代理店〕



〔引受保険会社〕

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
https://www.msa-life.co.jp

【MS】H6506-6 30,000 2024.04.01 (改・一) L30 2024-G-9006(2025.3.2)

ガンとガン治療の現状について考えてみましょう

ガンの主な治療方法としては、「手術」・「放射線治療」・「化学療法」の3つがあります

ガンの種類や進行度に応じて、さまざまな治療方法を組み合わせ、その人に合った治療が行われます。



手術

体から「ガン」を切除する



放射線治療

「ガン」を放射線によって破壊する

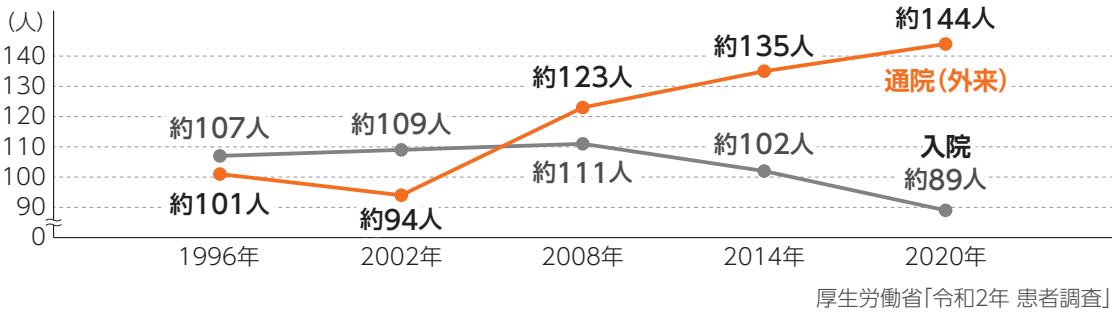


化学療法

薬剤(抗ガン剤)等を使って治療する

通院によるガン治療の割合が24年で約1.4倍に増えています

▶がん(悪性新生物)の外来受療率、入院受療率の推移(人口10万対)



ガンの治療にはさまざまな費用がかかります

※下記は一例です。

治療の選択

・セカンドオピニオン
取得のための費用

治療のための費用

・入院費
・手術費
・放射線治療費
・抗ガン剤治療費
・その他薬代
・自由診療費注

その他

・入院時の日用品の購入
費用
・再発の予防(定期検診費用)
・抗ガン剤治療による脱毛の
ためのかつら(ウィッグ)、
眉、まつげのケアのための
費用
・差額ベッド代
・交通費

注 自由診療を選択した場合、公的医療保険制度の対象外となり、全額自己負担になります。

ガンに罹患することで、今までのように働けなくなってしまう場合や、
収入が減少する場合があります

▶がん罹患後に退職した人の割合

23.5%
(約4.3人に1人)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
「2024年3月 治療と仕事の両立に関する
実態調査(患者WEB調査)」

▶がん罹患による
収入への影響の有無

変わらない・
増えた
49.9%

無回答 0.7%

個人の
収入

減った
49.4%

東京都福祉保健局「東京都がん医療に係る実態調査結果
(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」
※がんの罹患が分かった際に働いていた人を対象にした調査

ガンの治療例

※下記はあくまでも事例であり、状況により治療方法・治療期間・費用等は異なります。

乳ガン

●女性(46歳・会社員) ●既婚 ●罹患時44歳

人間ドックで要精密検査の診断を受け、病院を受診。乳ガンおよび遺伝性乳ガン卵巣ガン症候群(HBOC)と診断された。両側の乳房全摘手術、卵巣卵管予防切除を行い、再発防止として、薬物療法と放射線療法、ホルモン療法を受ける。現在はホルモン療法を継続中。



●1年目

		自己負担額
診断確定	●人間ドックで要精密検査と診断	約9.3万円
	●病院を受診。乳ガン(右乳房)ⅢC期と診断	
入院・手術	●乳房全摘手術および乳房同時(一次)再建、卵管卵巣予防切除(入院:14日間)	約25.1万円
退院後		
通院・ 抗ガン剤治療	●薬物療法(抗ガン剤治療)(通院:6か月間)	約41.8万円
	●ホルモン療法(通院:6か月間)	約1.2万円
入院・手術	●乳房再建術(自家組織再建・腹部遊離皮弁法)(入院:18日間)	約64.3万円

●2年目

通院・ 抗ガン剤治療	●放射線療法(通院:約1か月間)	約6万円
自己負担額 合計		約147.7万円
※自己負担額には、個室料(差額ベッド代)や交通費等、保険適用外の費用(合計約101万円)を含みます。		

※高額療養費制度を利用したものについては、高額療養費制度利用後の自己負担額で計算しています。
セールス手帖社保険FPS研究所「2023年5月版 がん患者が教えてくれた本当のところ がんとお金の真実」をもとに三井住友海上あいおい生命作成

① 高額療養費制度については、Q&A⑤をご確認ください。

- ガンの治療方法・治療の経過によって、かかる費用や治療期間はさまざまです。
- 再発・転移など治療が長期にわたる場合や、収入が減少するなど、経済的負担が大きくなる場合もあります。

ブライトガードなら1人ひとりのニーズに合わせて
さまざまな保障から選ぶことができます

ブライトガード の保障内容についてご説明します

「ブライトガード」は「ガン保険（無解約返戻金型）（22） 無配当」の販売名称です。

2つの基本保障（主契約の保険契約の型）とオプションでガンによる療養をサポートします。

- 下記のご契約例の他にも、お客さまのニーズに合わせて基本保障とオプション（特約）を組み合わせることができます。
- 主契約の保険契約の型により、付加できる特約が異なります。

ブライトガードの特徴

特徴 1
2つの基本保障（主契約の保険契約の型）から選択いただけます。
保障は一生継続します。

ガン診断給付型
初めてガンと診断確定されたとき、再発・転移により入院されたとき、一時金をお受け取りいただけます。
（1年に1回を限度に何度でも保障）
使い道が自由な一時金を受け取りたい方へおすすめです。

ガン入院給付型
ガンで入院されたり手術を受けられたとき、給付金を何度でもお受け取りいただけます。
入院や手術にかかる費用を準備したい方へおすすめです。

特徴 2
初めてガンと診断確定されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要となります。
● ガン保険料払込免除特約を付加した場合

特徴 3
すべての保障において、早期のガンである上皮内ガンから保障します。

TOPICS 上皮内ガンとは？

上皮内ガンとは、ガン細胞が「上皮」と呼ばれる組織の内側にとどまっているガンのことをいいます。
※部位によって上皮内ガンの定義は異なります。

上皮内ガン

ガン

特徴 4
お申込み時の健康状態に関する告知事項は3つのみ。3項目について、すべて「いいえ」であれば告知書のご提出のみでお申込みいただけます。
② 告知事項の内容は、Q&A①をご確認ください。
※お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引き受けできない場合があります。

		このような場合にお支払いします	詳細ページ	ご契約例① ガン診断給付型の場合	ご契約例② ガン入院給付型の場合
基本保障（主契約の保険契約の型）	ガン診断給付型	診断確定 初めてガンと診断確定されたとき、再発・転移により入院されたとき 1年に1回を限度に何度でも保障	P.5	一時金として 100万円	—
	ガン入院給付型	入院 ガンで日帰り入院を含む入院をされたとき 支払限度日数 無制限	P.5	—	入院5日目まで 一律 5万円 ガン入院給付金日額の5日分 入院6日目以降 1日につき 1万円
		手術 ガンで手術を受けられたとき 支払回数 無制限	P.5	—	1回につき 20万円 ガン入院給付金日額の20倍
+				+	+
オプション（特約）	保険料払込免除	初めてガンと診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みを免除 ガン保険料払込免除特約	P.6	ガンと診断確定されたら、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。	
	診断確定	初めてガンと診断確定されたとき、再発・転移により入院されたとき ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18） 1年に1回を限度に何度でも保障	P.6	付加できません	一時金として 50万円 （ガン診断給付金額:50万円の場合）
	抗ガン剤治療	抗ガン剤治療を受けられたとき 抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18） 通算 120月限度	P.7	10万円 × お支払事由に該当する月の月数 （抗ガン剤治療給付月額:10万円の場合）	10万円 × お支払事由に該当する月の月数 （抗ガン剤治療給付月額:10万円の場合）
	先進医療	ガンで先進医療による療養を受けられたとき ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18） 保険期間通算 2,000万円 まで保障	P.9	先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費	先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費
	通院	ガンの治療のために往診・訪問診療等を含む通院をされたとき ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）	P.9	1万円 × 通院日数 （ガン治療通院給付金日額:1万円の場合）	1万円 × 通院日数 （ガン治療通院給付金日額:1万円の場合）
	退院	ガンで20日以上入院後、退院されたとき ガン退院療養給付特約（無解約返戻金型）（18）	P.10	付加できません	一時金として 20万円 ガン入院給付金日額の20倍
	死亡・高度障害	ガンで死亡されたとき、約款所定の高度障害状態になられたとき ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）	P.10	付加できません	一時金として 50万円 （ガン死亡保険金額:50万円の場合）

● オプション（特約）のみのご契約はできません。 ● お支払事由（お支払いできる場合）、給付に際しての制限事項につきましては、P.5～P.10をご確認ください。

気になるデータ

保障のラインアップ

保障内容

お受取例

Q & A

ヘルスケアサービス

保険料表

契約概要

注意喚起情報

生涯保障

基本保障

ニーズに合わせて、2つの主契約の保険契約の型からどちらかを選択いただけます

※主契約の保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

主契約

ガン診断給付型

ガン診断給付金

ガン給付責任開始期以後に初めて**ガン**(上皮内ガンを含む)と**診断確定**されたとき、およびその後**1年以上経過**してガンにより入院されたとき(再発・転移を含む)、お受け取りいただけます。

ご契約例 ガン診断給付金額:100万円の場合

一時金として **100万円**

※ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
※保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(ガン診断給付金額の5%)をお受け取りいただけます。
※被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。ただし、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

主契約

ガン入院給付型

ご契約例 ガン入院給付金日額:1万円の場合

入院

ガン入院給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として入院されたとき

日帰り入院^注から入院5日目まで一律5日分をお受け取りいただけます。

注 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無等を参考にして判断します。

入院5日目まで

一律 **5万円** ガン入院給付金日額の5日分

入院6日目以降

1万円 × 入院日数

支払限度
日数
無制限

手術

ガン手術給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として手術を受けられたとき

ガン入院給付金日額の**20倍**をお受け取りいただけます。

対象となる手術は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

1回につき **20万円** ガン入院給付金日額の20倍

支払回数
無制限

※入院の原因を問わず、ガン入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
※保険期間を通じて解約返戻金はありません。
※保険期間を通じて死亡されたときの保障はありません。



POINT

ガンに関する保障の開始について

この保険商品のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は責任開始日^注からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。この責任を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

オプション

※特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

特約

ガン保険料払込免除特約

ガン給付責任開始期以後に初めて**ガン**(上皮内ガンを含む)と**診断確定**されたとき、保障はそのまま以後の**保険料のお払込みは不要**になります。

入院・手術の有無は問いません

ご契約

ガンと診断確定

保険料のお払込み

以後の保険料のお払込みは
不要になりますが、**保障は継続**します。

特約

ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)

ガン診断給付金

! 主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。

ガン給付責任開始期以後に初めて**ガン**(上皮内ガンを含む)と**診断確定**されたとき、およびその後**1年以上経過**してガンにより入院されたとき(再発・転移を含む)、お受け取りいただけます。

1年に1回を限度に
何度でも保障

再発・転移も保障

上皮内ガンも
同額保障

ご契約例 ガン診断給付金額:50万円の場合

一時金として **50万円**

※ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

お申込み

告知

90日間

責任開始期

ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)
(91日目)

特約

抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18) 抗ガン剤治療給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として、
抗ガン剤治療を受けられた月ごとにお受け取りいただけます。

点滴・注射・経口投与等による
抗ガン剤治療を保障

ガンの治療を目的とした
ホルモン療法も対象

ご契約例 抗ガン剤治療給付金月額:10万円の場合

10万円 × お支払事由に該当する月^{注1}の月数

支払限度 通算120月(同一の月に1回の支払限度)

次の**1**～**3**のすべてに該当する抗ガン剤^{注2}治療が対象となります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする抗ガン剤治療
- 2 ガンの治療を目的とした抗ガン剤治療
- 3 次のいずれかに該当する抗ガン剤治療
 - ・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
 - ・ 約款所定の先進医療^{注3}による療養
 - ・ 約款所定の患者申出療養^{注3}による療養
 - ・ 上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療

注1 お支払事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。

- ① 注射による投与が医師*により行われた場合:医師*によりその抗ガン剤が投与された日
 - ② 経口による投与が行われた場合:医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日(ただし、被保険者が生存している日に限ります)
 - ③ ①②に該当しない場合:医師がその抗ガン剤を処方した日
- *看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

注2 「抗ガン剤」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、以下に分類される薬剤をいいます。

L01.抗悪性腫瘍薬 L02.内分泌療法(ホルモン療法) L03.免疫賦活薬 L04.免疫抑制薬 V10.治療用放射性医薬品

注3 先進医療・患者申出療養とは、約款別表の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

※同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

TOPICS 抗ガン剤治療とは

- 点滴、注射、または飲み薬として服用することで体内に入り、血液中を流れて全身に広がり、局所だけでなく**全身に効能が及ぶ全身療法**です。
- 複数の薬を組み合わせる併用する多剤併用療法が一般的です。
多剤併用療法とは、それぞれの薬の効能の相乗効果を狙うとともに、副作用を減らすことを目的としています。
- 手術や放射線療法の前にはできるだけガンを小さくすることを目的として抗ガン剤を用いることもあります。



抗ガン剤の投与方法の例



点滴投与 通院・入院により、決められたペースで投与を行います。



経口投与 自宅で飲み薬を服用します。

● 点滴投与のイメージ



抗ガン剤治療では多くの場合、1日または何日か投与したのちに、しばらく休薬期間をおき、再び投与するパターンを繰り返します。投与期間と休薬期間を合わせた期間を「クール」といいます。休薬期間を設けるのは、薬によってダメージを受けた正常細胞を回復させるためです。治療方法や治療を何クール行うかは、患者さんの体力やガンの縮小効果等を見ながら決められます。

抗ガン剤治療の例

胃ガン(男性)

胃ガンにかかり抗ガン剤治療を受けたケース

自覚症状があり内視鏡検査を受けたところ、病変(ガン)が見つかり、そのまま内視鏡的粘膜切除術を受ける

3か月後に、定期検査で再発が見つかり、5日間入院して内視鏡治療を受ける

術後薬物療法(抗ガン剤治療)を6か月間受ける

3か月に1回の定期検査(血液検査、内視鏡検査等)のため通院した

※上記はあくまで事例であり、状況により治療方法・治療期間・費用等は異なります。
セールス手帖社保険FPS研究所「2023年5月版 がん患者が教えてくれた本当のところ がんとお金の真実」をもとに三井住友海上あいおい生命作成

抗ガン剤治療にかかった費用

自己負担3割:約20万円

※1か月間にかかった医療費の自己負担額が自己負担限度額をこえる月がなかったため、高額療養費制度の適用なし

TOPICS 患者申出療養とは

- 患者申出療養とは、「保険外併用療養費制度」として未承認薬等を迅速に使用したいという患者の方からの申出を受けて、安全性・有効性等を確認したうえで、できる限り身近な医療機関で受けられるようにするための制度です。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

特約

ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)

ガン先進医療給付金

ガン(上皮内ガンを含む)を直接の原因として先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる**技術料**と約款所定の**交通費・宿泊費^注**をお受け取りいただけます(保険期間通算**2,000万円**まで)。

先進医療にかかわる技術料を実費払

交通費・宿泊費^注もお支払い

注 宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。

〈ご留意点〉

- 約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療は、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
- 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。

特約

ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)

ガン治療通院給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として支払対象期間中に**通院**されたときお受け取りいただけます。

入院の有無を
問わず保障

さまざまな
治療方法^{注1}が対象

支払対象期間中は
何日でも保障

往診・訪問診療等
も保障

注1 ガンの治療として一般的な、**手術・放射線治療・抗ガン剤(点滴・注射のほか経口投与によるものを含みます)**治療をはじめとして、**ホルモン剤を用いたホルモン療法・免疫療法・緩和療法**等で通院された場合も保障します。

ご契約例 ガン治療通院給付金日額:1万円の場合

1万円 × 通院日数

次の期間(支払対象期間)中の通院が対象となります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて**5年間**
- 2 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて**5年間**
 - ・ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ・ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ・ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ・ガンの治療を目的として入院されたとき^{注2}

❓ ガン治療通院給付金のお受け取りイメージは、Q&A③をご確認ください。

注2 最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。

※検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等は、ガン治療通院給付金のお支払対象外です。

特約

ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18)

ガン退院療養
給付金

⚠ 主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。

ガン(上皮内ガンを含む)により継続した**20日以上**の入院をされた後、生存して退院されたとき、お受け取りいただけます。

退院されたときに
一時金をお支払い

1回の入院につき1回のお支払いを
限度に何度でも保障

ご契約例 主契約のガン入院給付金日額:1万円の場合

一時金として **20万円**

(主契約のガン入院給付金日額の20倍)

❓ 「ガン退院療養給付金」とは

ガンの治療後に退院されたとき、再発防止のための検査や検診、通院にかかる費用、体調管理に必要な費用等、さまざまな負担がかかる場合があります。このような退院後の負担をサポートすることで、お客さまに安心して療養していただくための保障です。

※ガン退院療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、ガン退院療養給付金をお支払いできません。

特約

ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18)

ガン死亡保険金
ガン高度障害保険金

⚠ 主契約の保険契約の型が「ガン診断給付型」の場合は付加できません。

ガン(上皮内ガンを含む)を直接の原因として、**お亡くなりになられたとき**ガン死亡保険金を、約款所定の**高度障害状態になられたとき**ガン高度障害保険金をお受け取りいただけます。

ご契約例 ガン死亡保険金額:50万円の場合

一時金として **50万円**

※ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金は重複してお支払いできません。

P.4の ご契約例①

主契約

ガン診断給付型

ガン診断給付金額:100万円

特約

- ガン保険料払込免除特約
- 抗ガン剤治療給付特約(18)/抗ガン剤治療給付金月額:10万円
- ガン先進医療特約(18)
- ガン治療通院給付特約/ガン治療通院給付金日額:1万円

※特約名称は「(無解約返戻金型)」を省略して掲載しております(ガン保険料払込免除特約を除く)。

1前立腺ガンと診断確定され、10日間入院し手術を受けた。

	診断	ガン診断給付金	一時金 100万円
		1の給付金合計	100万円

2約1年半後に再発し、1か月間のホルモン療法と放射線療法を併用した治療を、入院(2日)・通院(20日)で行った。

	再発・入院	ガン診断給付金	一時金 100万円
	通院	ガン治療通院給付金 (ガン治療通院給付金日額の20日分)	20万円
	抗ガン剤治療	抗ガン剤治療給付金 (抗ガン剤治療給付金月額10万円の1か月分)	10万円
		2の給付金合計	130万円

3その後も6か月間のホルモン療法を行った。(月に1回通院)

	通院	ガン治療通院給付金 (ガン治療通院給付金日額の6日分)	6万円
	抗ガン剤治療	抗ガン剤治療給付金 (抗ガン剤治療給付金月額10万円の6か月分)	60万円
		3の給付金合計	66万円

1+2+3の給付金合計 296万円

以後の保険料のお払込みは不要となります。

P.4の ご契約例②

主契約

ガン入院給付型

ガン入院給付金日額:1万円

特約

- ガン保険料払込免除特約
- ガン診断給付特約(18)/ガン診断給付金額:50万円
- 抗ガン剤治療給付特約(18)/抗ガン剤治療給付金月額:10万円
- ガン先進医療特約(18)
- ガン治療通院給付特約/ガン治療通院給付金日額:1万円
- ガン退院療養給付特約(18)/主契約のガン入院給付金日額の20倍:20万円
- ガン死亡保障特約(18)/ガン死亡保険金額:50万円

※特約名称は「(無解約返戻金型)」を省略して掲載しております(ガン保険料払込免除特約を除く)。

1大腸ガンと診断確定され、3日間入院し内視鏡手術を受けた。

	診断	ガン診断給付金	一時金 50万円
	入院	ガン入院給付金 入院5日目まで一律	5万円
	手術	ガン手術給付金 (主契約のガン入院給付金日額の20倍)	20万円
		1の給付金合計	75万円

21年経過後、肺に転移。20日間入院し手術を受けた。
退院後、6か月間の抗ガン剤治療を行った。(月に1回通院)

	転移	ガン診断給付金	一時金 50万円
	入院	ガン入院給付金 (主契約のガン入院給付金日額の20日分)	20万円
	手術	ガン手術給付金 (主契約のガン入院給付金日額の20倍)	20万円
	退院	ガン退院療養給付金	20万円
	通院	ガン治療通院給付金 (ガン治療通院給付金日額の6日分)	6万円
	抗ガン剤治療	抗ガン剤治療給付金 (抗ガン剤治療給付金月額10万円の6か月分)	60万円
		2の給付金合計	176万円

1+2の給付金合計 251万円

以後の保険料のお払込みは不要となります。

※上記はあくまで事例であり、状況により治療方法・治療期間等は異なります。

Q&A

Q 1 ブライトガードに加入するのに医師の診査は必要？

A いいえ。告知書のご提出のみでお申込みいただけます。

▶健康状態に関する告知は3項目です。下記の告知項目がすべて「いいえ」であればお申込みいただけます。

質問1	今までに、ガンにかかったことがありますか。(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)
質問2	過去2年以内に、三井住友海上あいおい生命所定の病気(またはその病気の疑い)や所見・病状で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか。
質問3	過去2年以内に、健康診断・人間ドック・がん検診のいずれかを受けて、三井住友海上あいおい生命所定の検査結果の異常(要再検査・要精密検査・要治療)を指摘されましたか。

※お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引き受けできない場合があります。

Q 2 給付金が支払われない場合があるの？

A たとえば次のような場合には、給付金等をお支払いできません。

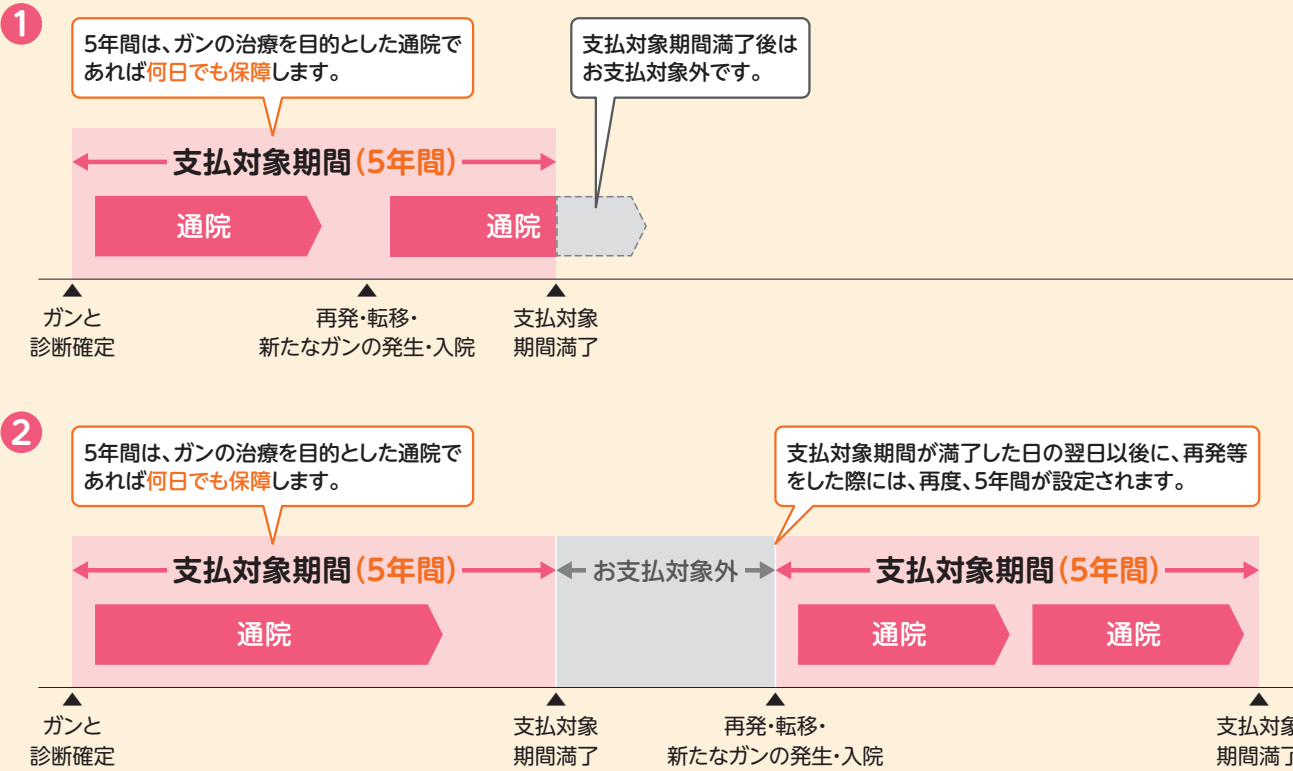
給付金等をお支払いできない場合	例
ガンの保障が始まる前に、ガンと診断確定された場合	ご契約後に健康診断で胃の異常を指摘され、精密検査の結果、ガンに関する保障が開始する前に胃ガンと診断確定されたとき ※ご契約者・被保険者がガンと診断確定された事実を知っていると知っていないとにかかわらず、ご契約は無効になります。
故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約が解除されたとき	ご契約前の「慢性肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき
第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となったとき	——
保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき	——
お支払対象とならない手術を受けられたとき (ガン手術給付金の場合)	・大腸のポリープ(良性)の摘出術 ・診断・検査(生検(せいけん)、腹腔鏡検査等)のための手術 等
ガンの治療以外の目的での入院や、入院の必要がない場合、医師のもとで治療に専念していない場合 等	肺ガンで通院治療中に、急性心筋梗塞の治療を目的とする入院をされたとき

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q 3 ガン治療通院給付金の受け取りイメージを教えてください

A ガン治療通院給付金のお受け取りイメージは以下のとおりです。

▶支払対象期間中に再発・転移・新たなガンが発生し、ガンの治療を目的とした通院をされた場合でも保障します(検査や経過観察のための通院は除きます)。



Q 4 「終身払」と「有期払」との違いは？

A 保険料払込期間(終身払と有期払)の違いは、以下のとおりです。

▶終身払: 保険料を終身にわたってお払込みいただけます。毎回の保険料負担を抑えたい方におすすめです。
有期払: 一定期間で保険料のお払込みが満了します。一定期間のうちに一生分の保険料を払い終えたい方におすすめです。

※一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。
ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
※主契約の保険契約の型がガン入院給付型の場合、「終身払」のみのお取り扱いとなります。

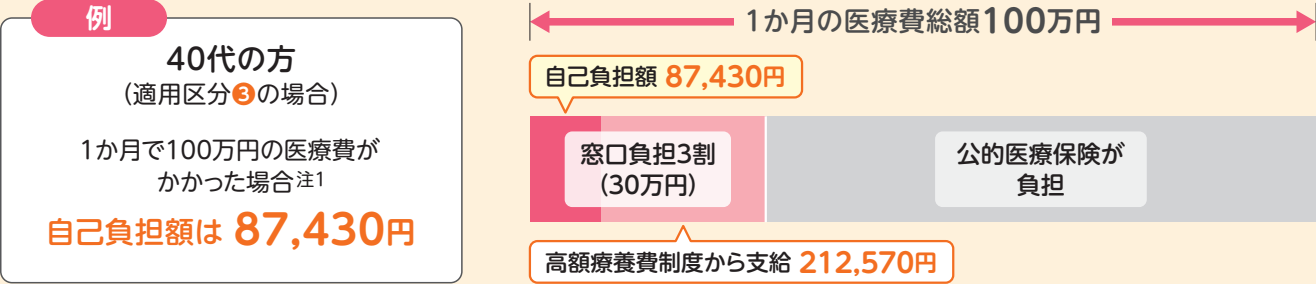
Q&A

Q 5 「高額療養費制度」とは？

（A） 同じ月に、医療機関等で支払った医療費（自己負担分）が高額になった場合、自己負担が軽くなるよう限度額が設けられています。自己負担の限度額は、年齢・年収・医療費総額等によって異なります。

1か月あたりの医療費注1の自己負担限度額

▶69歳以下の場合



適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合注2 (4回目からの自己負担限度額)
①	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費－842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(医療費－558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370万円～約770万円	80,100円+(医療費－267,000円)×1%	44,400円
④	～年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

▶70歳以上の場合

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)		多数回該当の場合注2 (4回目からの自己負担限度額)
		外来(個人ごと)		
現役並み	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費－842,000円)×1%		140,100円
	年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(医療費－558,000円)×1%		93,000円
	年収約370万円～約770万円	80,100円+(医療費－267,000円)×1%		44,400円
一般	年収156万円～約370万円	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
非課税等 住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	－
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	－

注1 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えない場合でも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。また、同じ公的医療保険に加入している場合は、世帯で合算することができます。

注2 高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間(直近12か月)で3か月以上あったときは、4か月目(4回目)からの自己負担限度額がさらに軽減されます。

※適用区分の年収は目安です。

※詳細は、加入されている公的医療保険の各照会窓口にお問い合わせください。

※2024年9月現在の社会保障制度に基づいて記載しています。

Q 6 保険料をまとめて払い込むことはできますか？

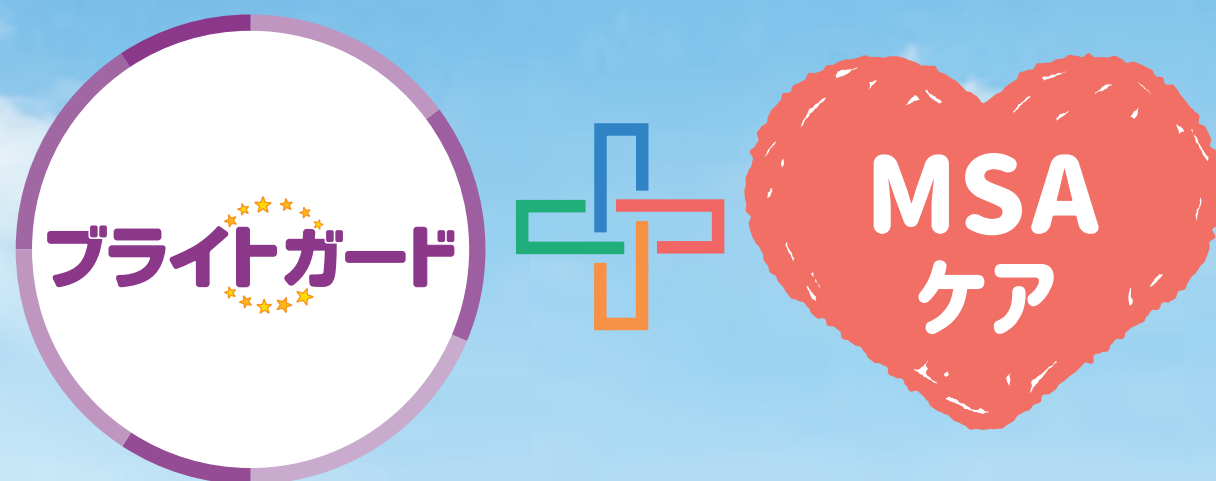
（A） 保険料払込期間満了まで毎年お払込みいただく保険料を、ご契約時にまとめてお払込みいただくことができます。

- ▶お払込みいただく保険料(前納保険料)は、三井住友海上あいおい生命所定の利率で割り引きます。(契約日・前納期間・お払込日等により割引率等の条件は異なります)
- ▶前納保険料は三井住友海上あいおい生命所定の利率で積み立てられ、毎年の契約応当日にその年の保険料に充当します。
- ▶ご契約が途中で消滅等(死亡・解約等)した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。
- ▶前納保険料は原則、お申込時にお払込みいただきます。お払込みが責任開始日(三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時)の翌日起算で15日を超える場合、前納の取り扱いはできません。

すこやかな未来を保険でつくる。

人生100年時代の新しいカタチ

健康をトータルでサポート **MSAケア** はじめます



一人でも多くのお客さまの「笑顔で長生き」を応援し、
「すこやかな未来」を育むために、ガン保険はどうあるべきか。
三井住友海上あいおい生命の答えは、
従来のものの保障をガン治療等の現状を踏まえて充実させることに加え、
ガンになる前と後のサポートまでを“ひとつながり”でお届けすることでした。
私たちは、今の時代に寄り添った保障と
先進的なヘルスケアサービス「MSAケア」を組み合わせ、
皆さまのすこやかな未来づくりをサポートします。

MSAケアとは？

病気の予防・早期発見から健康に関するご相談、重症化・再発予防など、健康をトータルでサポートすることを目指す三井住友海上あいおい生命のヘルスケアサービスの総称です。

MSAケアの
最新のライン
アップはこちら

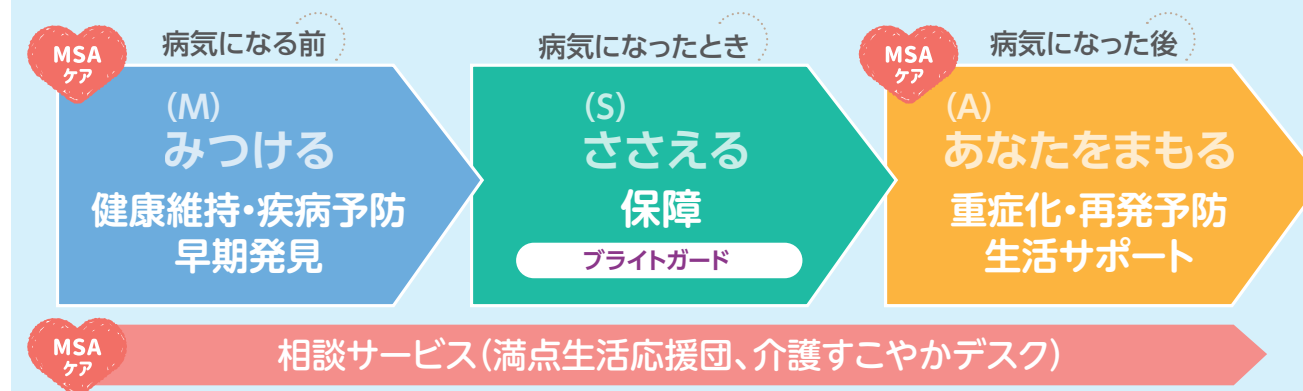


<https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/>

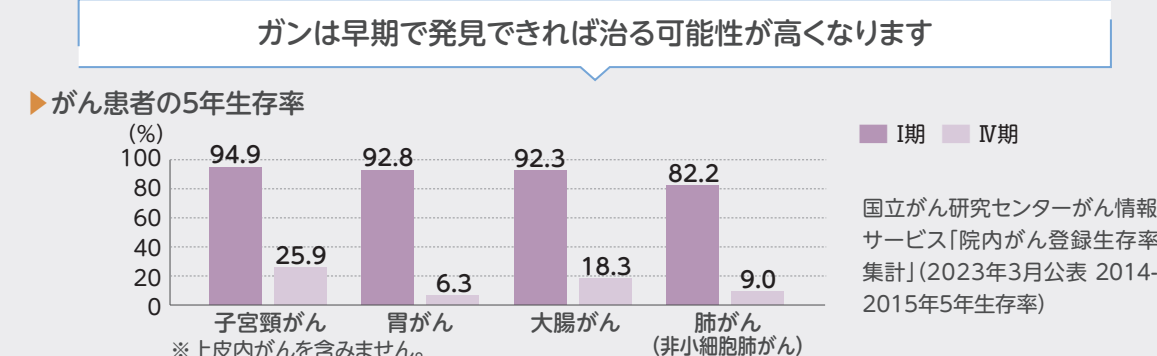
※「ブライトガード」は「ガン保険(無解約返戻金型)(22) 無配当」の販売名称です。
※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
※サービスの内容は2025年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命オフィシャルホームページからご確認ください。
※お客さまに親しみをもってご利用いただくため、(M)三井(S)住友海上(A)あいおい生命の略称を用い、サービスのブランド名を「MSAケア」としました。

ブライトガード+MSAケア

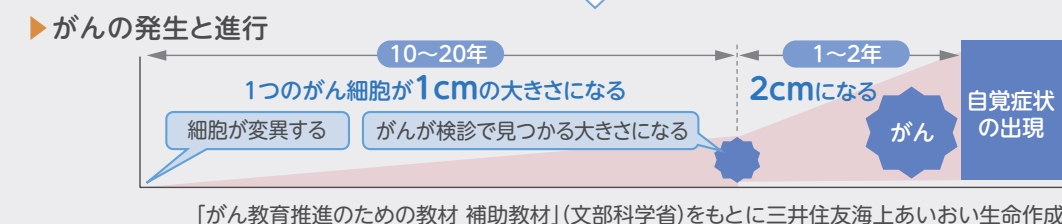
お客さまの健康をトータルでサポートしていきます (MSAケアサービスコンセプト)



ガンの治療は早期発見が重要です

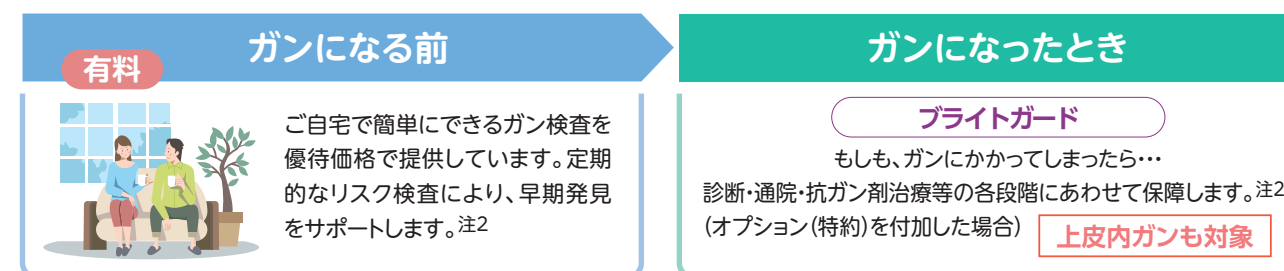


自覚症状のない早期がんを発見できるのは、がん細胞が1~2cm程度になる1~2年であるため、定期的にがん検診を受診することが重要です



たとえば、こんなふうに役立ちます 「ブライトガード」にご加入されたお客さまの場合

例 ガンのリスク検査^{注1}で早期発見をサポート



注1 ガンのリスク検査は、検査時のガンのリスクを調べるもので、医師によりガンを診断する検査ではありません。そのため、検査で「ガンのリスクが検出されなかった方」でもガンに罹患していないと保証されるものではありません。また、検査で「ガンのリスクが高いと判定された方」でも、必ずしもガンに罹患していることを示すものではありません。

注2 MSAケアで提供するサービスの検査結果だけでは三井住友海上あいおい生命の給付金等のお支払事由には該当しません。

契約年齢(歳)	主契約		特約				
	ガン診断給付型		ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約		抗ガン剤治療給付特約(18)	
	ガン診断給付金額		約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額		抗ガン剤治療給付金月額	
	50万円	100万円		5,000円	1万円	5万円	10万円
0	354	709	88	270	540	109	219
1	359	718	88	275	550	112	224
2	364	729	88	275	550	114	229
3	369	739	88	275	550	116	233
4	374	749	88	280	560	119	238
5	380	760	88	280	560	122	244
6	386	772	88	285	570	124	249
7	392	785	88	285	570	127	255
8	399	799	88	285	570	130	261
9	406	813	88	290	580	134	268
10	413	827	88	290	580	137	275
11	421	843	88	295	590	141	282
12	430	860	88	300	600	144	289
13	439	878	88	300	600	148	297
14	448	896	88	305	610	152	305
15	458	916	88	310	620	157	314
16	468	937	88	310	620	161	323
17	479	958	88	315	630	167	334
18	491	982	88	320	640	172	344
19	503	1,007	88	325	650	178	356
20	515	1,031	88	330	660	183	367
21	529	1,058	88	335	670	189	379
22	543	1,086	88	340	680	196	393
23	558	1,117	88	345	690	203	406
24	574	1,149	88	350	700	211	422
25	591	1,182	88	355	710	218	436
26	609	1,218	88	365	730	226	453
27	628	1,256	88	370	740	235	470
28	647	1,295	88	375	750	244	489
29	669	1,338	88	390	780	253	507
30	691	1,383	88	400	800	264	528
31	718	1,436	88	405	810	275	551
32	745	1,490	88	415	830	287	574
33	774	1,548	88	425	850	299	598
34	804	1,609	88	435	870	312	624
35	836	1,673	88	445	890	326	652
36	870	1,740	88	455	910	340	681
37	905	1,810	88	465	930	356	712
38	941	1,883	88	480	960	372	745
39	980	1,961	88	490	980	389	778
40	1,020	2,041	88	500	1,000	407	815
41	1,063	2,127	88	510	1,020	427	854
42	1,108	2,216	88	525	1,050	446	893
43	1,155	2,310	88	545	1,090	468	936
44	1,204	2,408	88	565	1,130	490	981
45	1,255	2,511	88	580	1,160	514	1,028
46	1,309	2,619	88	600	1,200	539	1,078
47	1,366	2,732	88	620	1,240	565	1,131
48	1,425	2,851	88	640	1,280	592	1,184
49	1,487	2,974	88	660	1,320	621	1,242
50	1,552	3,105	88	680	1,360	651	1,303
51	1,620	3,240	88	710	1,420	683	1,367
52	1,691	3,382	88	735	1,470	718	1,436
53	1,763	3,526	88	760	1,520	753	1,506
54	1,839	3,678	88	790	1,580	790	1,580
55	1,917	3,834	88	815	1,630	828	1,657
56	1,996	3,992	88	840	1,680	868	1,736
57	2,077	4,155	88	875	1,750	908	1,816
58	2,159	4,318	88	905	1,810	949	1,898
59	2,241	4,482	88	940	1,880	990	1,980
60	2,322	4,645	88	975	1,950	1,031	2,062
61	2,403	4,806	88	1,010	2,020	1,070	2,141
62	2,481	4,963	88	1,045	2,090	1,110	2,220
63	2,558	5,117	88	1,085	2,170	1,148	2,296
64	2,633	5,267	88	1,120	2,240	1,184	2,369
65	2,705	5,411	88	1,150	2,300	1,219	2,438
66	2,775	5,551	88	1,195	2,390	1,251	2,502
67	2,843	5,686	88	1,230	2,460	1,281	2,563
68	2,909	5,819	88	1,265	2,530	1,310	2,621
69	2,974	5,948	88	1,300	2,600	1,338	2,676
70	3,038	6,076	88	1,340	2,680	1,363	2,727
71	3,100	6,200	87	1,370	2,740	1,389	2,778
72	3,161	6,322	87	1,405	2,810	1,411	2,823
73	3,222	6,444	87	1,435	2,870	1,432	2,865
74	3,283	6,566	87	1,470	2,940	1,452	2,904
75	3,344	6,689	87	1,495	2,990	1,470	2,940
76	3,406	6,812	87	1,525	3,050	1,486	2,972
77	3,467	6,935	87	1,555	3,110	1,500	3,001
78	3,529	7,059	87	1,580	3,160	1,514	3,028
79	3,591	7,183	87	1,605	3,210	1,525	3,050
80	3,653	7,307	87	1,635	3,270	1,535	3,070
81	3,716	7,432	87	1,660	3,320	1,543	3,086
82	3,778	7,556	87	1,690	3,380	1,550	3,100
83	3,840	7,681	86	1,715	3,430	1,555	3,111
84	3,903	7,807	86	1,745	3,490	1,559	3,118
85	3,965	7,931	86	1,770	3,540	1,560	3,121

⚠ご契約が月払(口座振替扱・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。

◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

◆上記以外のご契約条件

契約年齢(歳)	主契約		特約				
	ガン診断給付型		ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約		抗ガン剤治療給付特約(18)	
	ガン診断給付金額		約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額		抗ガン剤治療給付金月額	
	50万円	100万円		5,000円	1万円	5万円	10万円
0	376	753	92	290	580	114	229
1	381	763	92	290	580	117	234
2	387	774	93	295	590	119	239
3	392	785	93	295	590	122	244
4	399	798	93	295	590	125	250
5	405	811	93	300	600	127	255
6	412	824	93	300	600	130	261
7	419	838	93	305	610	134	269
8	427	854	93	305	610	137	275
9	435	870	93	310	620	141	282
10	443	887	93	315	630	145	290
11	452	905	94	315	630	148	297
12	462	925	94	320	640	153	306
13	473	946	94	325	650	157	314
14	483	966	94	330	660	162	325
15	495	990	94	335	670	167	334
16	507	1,015	95	335	670	172	345
17	520	1,040	95	340	680	178	357
18	534	1,068	95	350	700	184	368
19	548	1,097	95	355	710	190	380
20	564	1,128	95	360	720	197	394
21	579	1,159	96	365	730	204	408
22	597	1,194	96	370	740	212	424
23	615	1,230	96	380	760	219	439
24	634	1,269	96	390	780	228	457
25	654	1,309	97	400	800	237	474
26	676	1,353	97	410	820	246	493
27	700	1,400	97	415	830	257	515
28	725	1,450	98	425	850	268	536
29	751	1,503	98	435	870	280	560
30	780	1,560	99	445	890	292	585
31	813	1,626	99	460	920	306	613
32	848	1,696	99	470	940	320	641
33	885	1,770	99	485	970	336	673
34	924	1,849	100	495	990	352	705
35	966	1,933	100	505	1,010	370	741
36	1,010	2,021	101	520	1,040	389	778
37	1,057	2,114	101	535	1,070	409	819
38	1,106	2,212	102	560	1,120	430	861
39	1,158	2,317	103	575	1,150	453	906
40	1,214	2,429	103	595	1,190	477	955
41	1,273	2,547	104	615	1,230	504	1,009
42	1,337	2,674	105	640	1,280	532	1,065
43	1,404	2,809	106	660	1,320	562	1,124
44	1,476	2,953	107	685	1,370	594	1,189
45	1,553	3,107	109	720	1,440	628	1,257
46	1,634	3,269	110	750	1,500	665	1,330
47	1,721	3,443	111	780	1,560	704	1,408
48	1,813	3,627	112	815	1,630	745	1,490
49	1,911	3,823	113	850	1,700	790	1,580
50	2,016	4,032	114	885	1,770	837	1,675
51	2,128	4,256	115	930	1,860	890	1,780
52	2,248	4,496	117	970	1,940	945	1,891
53	2,375	4,751	118	1,025	2,050	1,005	2,011
54	2,511	5,023	120	1,075	2,150	1,069	2,139
55	2,654	5,308	122	1,130	2,260	1,138	2,277
56	2,804	5,609	123	1,185	2,370	1,210	2,421
57	2,960	5,920	125	1,245	2,490	1,285	2,570
58	3,118	6,236	127	1,315	2,630	1,362	2,724
59	3,277	6,554	128	1,375	2,750	1,439	2,878
60	3,434	6,868	130	1,440	2,880	1,516	3,032
61	3,588	7,177	131	1,505	3,010	1,591	3,183
62	3,739	7,478	132	1,575	3,150	1,665	3,330
63	3,885	7,771	133	1,645	3,290	1,736	3,473
64	4,026	8,053	134	1,715	3,430	1,804	3,609
65	4,163	8,327	135	1,785	3,570	1,869	3,738
66	4,295	8,591	136	1,845	3,690	1,930	3,860
67	4,422	8,845	136	1,915	3,830	1,987	3,975
68	4,547	9,095	137	1,985	3,970	2,043	4,087
69	4,671	9,343	138	2,050	4,100	2,096	4,193
70	4,797	9,594	138	2,120	4,240	2,149	4,299
71	4,922	9,845	140	2,180	4,360	2,201	4,403
72	5,048	10,097	141	2,245	4,490	2,250	4,501
73	5,173	10,346	141	2,310	4,620	2,296	4,593
74	5,291	10,582	142	2,365	4,730	2,337	4,674
75	5,401	10,802	142	2,425	4,850	2,370	4,741
76	5,500	11,000	142	2,470	4,940	2,396	4,792
77	5,590	11,180	142	2,510	5,020	2,415	4,831
78	5,671	11,342	141	2,550	5,100	2,429	4,858
79	5,746	11,492	140	2,580	5,160	2,436	4,872
80	5,815	11,631	138	2,605	5,210	2,439	4,878
81	5,878	11,756	137	2,630	5,260	2,437	4,874
82	5,933	11,866	136	2,650	5,300	2,430	4,860
83	5,981	11,962	135	2,670	5,340	2,417	4,835
84	6,025	12,050	134	2,695	5,390	2,402	4,805
85	6,064	12,128	132	2,715	5,430	2,383	4,766

1 契 約 年 齢 (歳)	主契約		特約									
	ガン入院給付型		ガン先進 医療特約 (18)	ガン治療通院 給付特約		抗ガン剤治療 給付特約(18)		ガン診断給付特約 (18)		ガン退院療養 給付特約(18)		ガン死亡 保障特約 (18)
	ガン入院給付金日額		約款所定 の給付額	ガン治療通院 給付金日額		抗ガン剤治療 給付金月額		ガン診断給付金額		主契約のガン入院 給付金日額の20倍		ガン死亡 保険金額
	5,000円	1万円		5,000円	1万円	10万円	20万円	50万円	100万円	10万円 (5,000円 ×20)	20万円 (1万円 ×20)	50万円
0	375	750	88	270	540	219	438	278	556	45	90	46
1	390	780	88	275	550	224	448	281	563	45	90	47
2	390	780	88	275	550	229	458	286	573	45	90	49
3	390	780	88	275	550	233	466	291	582	45	90	50
4	395	790	88	280	560	238	476	296	592	45	90	51
5	400	800	88	280	560	244	488	301	603	45	90	53
6	405	810	88	285	570	249	498	307	614	45	90	55
7	405	810	88	285	570	255	510	312	625	50	100	57
8	415	830	88	285	570	261	522	319	638	50	100	59
9	415	830	88	290	580	268	536	325	651	50	100	61
10	420	840	88	290	580	275	550	333	666	50	100	64
11	425	850	88	295	590	282	564	340	680	50	100	66
12	430	860	88	300	600	289	578	347	695	50	100	68
13	440	880	88	300	600	297	594	355	711	55	110	72
14	440	880	88	305	610	305	610	364	729	55	110	74
15	450	900	88	310	620	314	628	373	747	55	110	77
16	455	910	88	310	620	323	646	383	766	55	110	80
17	465	930	88	315	630	334	668	393	787	60	120	83
18	465	930	88	320	640	344	688	404	808	60	120	87
19	475	950	88	325	650	356	712	415	830	60	120	91
20	480	960	88	330	660	367	734	427	854	65	130	94
21	490	980	88	335	670	379	758	440	880	65	130	99
22	495	990	88	340	680	393	786	452	904	65	130	103
23	510	1,020	88	345	690	406	812	466	933	70	140	108
24	515	1,030	88	350	700	422	844	481	962	70	140	113
25	525	1,050	88	355	710	436	872	496	993	75	150	118
26	535	1,070	88	365	730	453	906	513	1,026	75	150	123
27	555	1,110	88	370	740	470	940	530	1,061	85	170	129
28	565	1,130	88	375	750	489	978	549	1,098	85	170	135
29	580	1,160	88	390	780	507	1,014	569	1,138	90	180	142
30	595	1,190	88	400	800	528	1,056	589	1,179	90	180	148
31	610	1,220	88	405	810	551	1,102	611	1,223	95	190	156
32	625	1,250	88	415	830	574	1,148	635	1,270	100	200	164
33	640	1,280	88	425	850	598	1,196	659	1,319	100	200	172
34	655	1,310	88	435	870	624	1,248	685	1,370	105	210	180
35	675	1,350	88	445	890	652	1,304	712	1,424	110	220	189
36	700	1,400	88	455	910	681	1,362	741	1,482	115	230	199
37	720	1,440	88	465	930	712	1,424	771	1,543	120	240	210
38	740	1,480	88	480	960	745	1,490	803	1,606	125	250	220
39	765	1,530	88	490	980	778	1,556	836	1,673	130	260	232
40	790	1,580	88	500	1,000	815	1,630	871	1,743	135	270	244
41	815	1,630	88	510	1,020	854	1,708	908	1,817	140	280	257
42	840	1,680	88	525	1,050	893	1,786	947	1,895	145	290	271
43	870	1,740	88	545	1,090	936	1,872	989	1,978	150	300	284
44	900	1,800	88	565	1,130	981	1,962	1,032	2,065	160	320	300
45	935	1,870	88	580	1,160	1,028	2,056	1,078	2,156	165	330	315
46	965	1,930	88	600	1,200	1,078	2,156	1,125	2,251	165	330	333
47	1,005	2,010	88	620	1,240	1,131	2,262	1,175	2,351	175	350	350
48	1,035	2,070	88	640	1,280	1,184	2,368	1,228	2,457	185	370	369
49	1,075	2,150	88	660	1,320	1,242	2,484	1,283	2,566	190	380	388
50	1,110	2,220	88	680	1,360	1,303	2,606	1,341	2,682	200	400	409
51	1,150	2,300	88	710	1,420	1,367	2,734	1,401	2,803	210	420	430
52	1,190	2,380	88	735	1,470	1,436	2,872	1,464	2,928	215	430	452
53	1,240	2,480	88	760	1,520	1,506	3,012	1,529	3,059	225	450	476
54	1,280	2,560	88	790	1,580	1,580	3,160	1,597	3,195	240	480	500
55	1,335	2,670	88	815	1,630	1,657	3,314	1,667	3,334	250	500	525
56	1,380	2,760	88	840	1,680	1,736	3,472	1,738	3,477	260	520	552
57	1,430	2,860	88	875	1,750	1,816	3,632	1,811	3,622	270	540	580
58	1,480	2,960	88	905	1,810	1,898	3,796	1,885	3,770	280	560	609
59	1,530	3,060	88	940	1,880	1,980	3,960	1,958	3,916	290	580	640
60	1,575	3,150	88	975	1,950	2,062	4,124	2,031	4,063	300	600	672
61	1,625	3,250	88	1,010	2,020	2,141	4,282	2,103	4,207	310	620	706
62	1,670	3,340	88	1,045	2,090	2,220	4,440	2,174	4,348	320	640	740
63	1,715	3,430	88	1,085	2,170	2,296	4,592	2,243	4,486	325	650	776
64	1,750	3,500	88	1,120	2,240	2,369	4,738	2,310	4,620	335	670	813
65	1,795	3,590	88	1,150	2,300	2,438	4,876	2,375	4,750	340	680	852
66	1,825	3,650	88	1,195	2,390	2,502	5,004	2,437	4,875	350	700	891
67	1,860	3,720	88	1,230	2,460	2,563	5,126	2,498	4,996	355	710	931
68	1,895	3,790	88	1,265	2,530	2,621	5,242	2,557	5,114	365	730	972
69	1,940	3,880	88	1,300	2,600	2,676	5,352	2,614	5,229	370	740	1,014
70	1,975	3,950	88	1,340	2,680	2,727	5,454	2,671	5,343	380	760	1,057
71	2,015	4,030	87	1,370	2,740	2,778	5,556	2,728	5,456	390	780	1,100
72	2,050	4,100	87	1,405	2,810	2,823	5,646	2,784	5,569	400	800	1,143
73	2,100	4,200	87	1,435	2,870	2,865	5,730	2,841	5,682	405	810	1,188
74	2,135	4,270	87	1,470	2,940	2,904	5,808	2,898	5,796	410	820	1,234
75	2,180	4,360	87	1,495	2,990	2,940	5,880	2,955	5,910	420	840	1,281
76	2,220	4,440	87	1,525	3,050	2,972	5,944	3,011	6,022	425	850	1,330
77	2,270	4,540	87	1,555	3,110	3,001	6,002	3,069	6,138	435	870	1,381
78	2,310	4,620	87	1,580	3,160	3,028	6,056	3,126	6,252	440	880	1,432
79	2,360	4,720	87	1,605	3,210	3,050	6,100	3,183	6,366	445	890	1,485
80	2,405	4,810	87	1,635	3,270	3,070	6,140	3,240	6,481	455	910	1,539
81	2,455	4,910	87	1,660	3,320	3,086	6,172	3,298	6,597	460	920	1,593
82	2,495	4,990	87	1,690	3,380	3,100	6,200	3,356	6,713	465	930	1,649
83	2,545	5,090	86	1,715	3,430	3,111	6,222	3,414	6,828	470	940	1,704
84	2,600	5,200	86	1,745	3,490	3,118	6,236	3,472	6,944	480	960	1,760
85	2,650	5,300	86	1,770	3,540	3,121	6,242	3,529	7,059	485	970	1,817

主契約 ガン入院給付型 ガン入院給付金日額 5,000円 1万円	特約											
	ガン先進 医療特約 (18)	ガン治療通院 給付特約		抗ガン剤治療 給付特約(18)		ガン診断給付特約 (18)		ガン退院療養 給付特約(18)		ガン死亡 保障特約 (18)		
	約款所定 の給付額	ガン治療通院 給付金日額		抗ガン剤治療 給付金月額		ガン診断給付金額		主契約のガン入院 給付金日額の20倍		ガン死亡 保険金額		
		5,000円	1万円	10万円	20万円	50万円	100万円	10万円 (5,000円 ×20)	20万円 (1万円 ×20)	50万円		
0	410	820	92	290	580	229	458	291	582	45	90	47
1	410	820	92	290	580	234	468	295	591	45	90	49
2	410	820	93	295	590	239	478	300	600	45	90	50
3	420	840	93	295	590	244	488	306	612	45	90	51
4	420	840	93	295	590	250	500	311	622	50	100	53
5	425	850	93	300	600	255	510	317	634	50	100	56
6	430	860	93	300	600	261	522	323	646	50	100	57
7	435	870	93	305	610	269	538	329	658	50	100	60
8	440	880	93	305	610	275	550	336	673	50	100	62
9	445	890	93	310	620	282	564	343	687	55	110	64
10	450	900	93	315	630	290	580	351	702	55	110	66
11	460	920	94	315	630	297	594	359	718	55	110	69
12	460	920	94	320	640	306	612	368	736	55	110	72
13	470	940	94	325	650	314	628	377	754	55	110	75
14	475	950	94	330	660	325	650	387	774	60	120	78
15	485	970	94	335	670	334	668	397	795	60	120	81
16	490	980	95	335	670	345	690	408	816	60	120	85
17	495	990	95	340	680	357	714	419	839	65	130	88
18	505	1,010	95	350	700	368	736	432	864	65	130	92
19	510	1,020	95	355	710	380	760	445	890	65	130	96
20	520	1,040	95	360	720	394	788	459	918	70	140	101
21	535	1,070	96	365	730	408	816	473	947	70	140	106
22	550	1,100	96	370	740	424	848	489	978	75	150	111
23	560	1,120	96	380	760	439	878	505	1,011	75	150	116
24	570	1,140	96	390	780	457	914	522	1,045	85	170	121
25	580	1,160	97	400	800	474	948	541	1,082	85	170	127
26	595	1,190	97	410	820	493	986	560	1,121	90	180	134
27	615	1,230	97	415	830	515	1,030	581	1,163	90	180	140
28	630	1,260	98	425	850	536	1,072	604	1,208	95	190	148
29	645	1,290	98	435	870	560	1,120	628	1,256	100	200	155
30	660	1,320	99	445	890	585	1,170	653	1,306	100	200	164
31	685	1,370	99	460	920	613	1,226	680	1,361	105	210	172
32	705	1,410	99	470	940	641	1,282	709	1,419	110	220	182
33	730	1,460	99	485	970	673	1,346	741	1,482	115	230	191
34	750	1,500	100	495	990	705	1,410	774	1,548	120	240	202
35	775	1,550	100	505	1,010	741	1,482	809	1,619	125	250	214
36	805	1,610	101	520	1,040	778	1,556	846	1,693	130	260	226
37	825	1,650	101	535	1,070	819	1,638	886	1,772	135	270	240
38	860	1,720	102	560	1,120	861	1,722	928	1,857	140	280	253
39	895	1,790	103	575	1,150	906	1,812	973	1,946	150	300	268
40	930	1,860	103	595	1,190	955	1,910	1,021	2,043	155	310	284
41	970	1,940	104	615	1,230	1,009	2,018	1,072	2,145	165	330	302
42	1,015	2,030	105	640	1,280	1,065	2,130	1,127	2,255	170	340	320
43	1,055	2,110	106	660	1,320	1,124	2,248	1,186	2,373	175	350	340
44	1,100	2,200	107	685	1,370	1,189	2,378	1,249	2,498	185	370	361
45	1,150	2,300	109	720	1,440	1,257	2,514	1,315	2,631	195	390	384
46	1,200	2,400	110	750	1,500	1,330	2,660	1,387	2,774	205	410	408
47	1,255	2,510	111	780	1,560	1,408	2,816	1,462	2,925	220	440	434
48	1,315	2,630	112	815	1,630	1,490	2,980	1,543	3,086	235	470	462
49	1,370	2,740	113	850	1,700	1,580	3,160	1,629	3,259	250	500	491
50	1,435	2,870	114	885	1,770	1,675	3,350	1,722	3,445	260	520	523
51	1,505	3,010	115	930	1,860	1,780	3,560	1,821	3,642	275	550	557
52	1,580	3,160	117	970	1,940	1,891	3,782	1,926	3,853	290	580	594
53	1,660	3,320	118	1,025	2,050	2,011	4,022	2,039	4,079	305	610	633
54	1,745	3,490	120	1,075	2,150	2,139	4,278	2,159	4,319	325	650	674
55	1,835	3,670	122	1,130	2,260	2,277	4,554	2,286	4,573	340	680	719
56	1,935	3,870	123	1,185	2,370	2,421	4,842	2,420	4,841	360	720	767
57	2,030	4,060	125	1,245	2,490	2,570	5,140	2,558	5,117	380	760	818
58	2,130	4,260	127	1,315	2,630	2,724	5,448	2,699	5,399	405	810	870
59	2,225	4,450	128	1,375	2,750	2,878	5,756	2,840	5,681	425	850	926
60	2,325	4,650	130	1,440	2,880	3,032	6,064	2,981	5,962	445	890	984
61	2,420	4,840	131	1,505	3,010	3,183	6,366	3,119	6,239	465	930	1,044
62	2,500	5,000	132	1,575	3,150	3,330	6,660	3,254	6,508	480	960	1,106
63	2,590	5,180	133	1,645	3,290	3,473	6,946	3,385	6,770	495	990	1,169
64	2,670	5,340	134	1,715	3,430	3,609	7,218	3,512	7,024	510	1,020	1,234
65	2,750	5,500	135	1,785	3,570	3,738	7,476	3,634	7,268	525	1,050	1,301
66	2,815	5,630	136	1,845	3,690	3,860	7,720	3,751	7,503	545	1,090	1,369
67	2,895	5,790	136	1,915	3,830	3,975	7,950	3,865	7,731	555	1,110	1,439
68	2,965	5,930	137	1,985	3,970	4,087	8,174	3,977	7,954	570	1,140	1,510
69	3,040	6,080	138	2,050	4,100	4,193	8,386	4,088	8,176	585	1,170	1,583
70	3,115	6,230	138	2,120	4,240	4,299	8,598	4,200	8,400	600	1,200	1,659
71	3,195	6,390	140	2,180	4,360	4,403	8,806	4,315	8,630	615	1,230	1,737
72	3,270	6,540	141	2,245	4,490	4,501	9,002	4,430	8,860	630	1,260	1,817
73	3,360	6,720	141	2,310	4,620	4,593	9,186	4,544	9,088	645	1,290	1,897
74	3,440	6,880	142	2,365	4,730	4,674	9,348	4,651	9,303	655	1,310	1,978
75	3,515	7,030	142	2,425	4,850	4,741	9,482	4,752	9,504	670	1,340	2,058
76	3,585	7,170	142	2,470	4,940	4,792	9,584	4,843	9,687	680	1,360	2,137
77	3,650	7,300	142	2,510	5,020	4,831	9,662	4,927	9,855	690	1,380	2,214
78	3,710	7,420	141	2,550	5,100	4,858	9,716	5,002	10,005	705	1,410	2,288
79	3,765	7,530	140	2,580	5,160	4,872	9,744	5,072	10,145	710	1,420	2,363
80	3,820	7,640	138	2,605	5,210	4,878	9,756	5,137	10,275	720	1,440	2,436
81	3,870	7,740	137	2,630	5,260	4,874	9,748	5,197	10,394	725	1,450	2,507
82	3,915	7,830	136	2,650	5,300	4,860	9,720	5,248	10,496	730	1,460	2,575
83	3,965	7,930	135	2,670	5,340	4,835	9,670	5,294	10,589	735	1,470	2,639
84	4,000	8,000	134	2,695	5,390	4,805	9,610	5,336	10,673	735	1,470	2,702
85	4,045	8,090	132	2,715	5,430	4,766	9,532	5,375	10,750	740	1,480	2,762

(単位:円)

契約年齢(歳)	主契約		特約				
	ガン診断給付型		ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約		抗ガン剤治療給付特約(18)	
	ガン診断給付金額		約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額		抗ガン剤治療給付金月額	
	50万円	100万円		5,000円	1万円	5万円	10万円
0	384	768	88	280	560	174	349
1	388	777	88	285	570	180	360
2	393	787	88	289	579	184	369
3	398	797	88	290	580	189	379
4	403	807	88	290	580	195	390
5	409	819	88	295	590	200	401
6	415	830	88	295	590	205	411
7	421	842	88	300	600	211	423
8	428	856	88	305	610	216	433
9	435	870	88	305	610	222	444
10	442	885	88	310	620	228	457
11	449	899	88	315	630	234	469
12	458	916	88	315	630	241	483
13	466	933	88	320	640	248	496
14	476	952	88	325	650	255	511
15	485	970	88	330	660	263	526
16	495	991	88	335	670	271	543
17	506	1,012	88	340	680	279	558
18	516	1,032	88	345	690	288	577
19	527	1,055	88	350	700	298	596
20	539	1,079	88	355	710	308	617
21	551	1,103	88	360	720	319	638
22	564	1,129	88	365	730	330	661
23	577	1,154	88	375	750	343	686
24	591	1,182	88	380	760	356	712
25	605	1,211	88	390	780	370	740
26	620	1,240	88	400	800	384	769
27	636	1,272	88	405	810	400	801
28	652	1,304	88	415	830	416	833
29	669	1,339	88	425	850	434	868
30	687	1,375	88	430	860	452	904
31	708	1,417	88	440	880	471	943
32	730	1,461	88	450	900	491	983
33	753	1,507	88	460	920	512	1,024
34	776	1,553	88	470	940	534	1,069
35	801	1,603	88	480	960	556	1,113
36	826	1,653	88	490	980	580	1,161
37	851	1,703	88	495	990	605	1,210
38	876	1,753	88	505	1,010	630	1,260
39	901	1,803	88	515	1,030	654	1,309
40	926	1,852	88	525	1,050	679	1,359
41	949	1,899	88	535	1,070	705	1,410
42	971	1,943	88	550	1,100	728	1,457
43	994	1,988	88	560	1,120	751	1,503
44	1,016	2,032	88	570	1,140	773	1,546
45	1,037	2,075	88	580	1,160	793	1,587
46	1,060	2,121	88	590	1,180	812	1,625
47	1,083	2,166	88	600	1,200	830	1,660
48	1,106	2,213	88	610	1,220	846	1,692
49	1,130	2,261	88	620	1,240	861	1,722
50	1,156	2,312	88	630	1,260	875	1,750
51	1,183	2,366	88	640	1,280	888	1,777
52	1,211	2,422	88	650	1,300	901	1,803
53	1,240	2,480	88	660	1,320	914	1,828
54	1,271	2,542	88	670	1,340	928	1,856
55	1,304	2,609	88	680	1,360	941	1,883
56	1,338	2,677	88	690	1,380	956	1,912
57	1,373	2,747	88	705	1,410	971	1,942
58	1,408	2,817	88	715	1,430	987	1,974
59	1,444	2,889	88	730	1,460	1,003	2,006
60	1,478	2,957	88	740	1,480	1,019	2,039
61	1,512	3,024	88	750	1,500	1,036	2,072
62	1,544	3,089	88	760	1,520	1,052	2,105
63	1,576	3,152	88	775	1,550	1,068	2,137
64	1,608	3,216	88	785	1,570	1,085	2,170
65	1,640	3,281	88	795	1,590	1,100	2,201
66	1,674	3,349	88	810	1,620	1,117	2,234
67	1,708	3,417	88	820	1,640	1,134	2,268
68	1,743	3,487	88	825	1,650	1,151	2,303
69	1,779	3,558	88	840	1,680	1,169	2,338
70	1,815	3,630	88	855	1,710	1,186	2,373
71	1,848	3,697	88	870	1,740	1,203	2,407
72	1,881	3,763	88	880	1,760	1,220	2,440
73	1,915	3,830	88	890	1,780	1,236	2,472
74	1,948	3,896	88	900	1,800	1,251	2,503
75	1,981	3,963	88	915	1,830	1,266	2,532
76	2,015	4,030	87	930	1,860	1,280	2,561
77	2,048	4,097	87	945	1,890	1,294	2,589
78	2,082	4,164	87	965	1,930	1,307	2,614
79	2,116	4,232	87	985	1,970	1,319	2,639
80	2,150	4,300	87	1,015	2,030	1,330	2,660
81	2,184	4,368	87	1,040	2,080	1,340	2,680
82	2,219	4,438	87	1,070	2,140	1,349	2,699
83	2,253	4,507	87	1,110	2,220	1,357	2,714
84	2,289	4,579	87	1,150	2,300	1,363	2,727
85	2,325	4,650	87	1,190	2,380	1,369	2,739

⚠ご契約が月払(口座振替扱・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。
◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。◆上記以外のご契約条件

※特約名称は「(無解約返戻金型)」を省略しています。(ガン保険料払込免除特約を除く)
※主契約がガン診断給付型の場合、ガン診断給付特約(18)、ガン退院療養給付特約(18)、ガン死亡保障特約(18)は付加できません。

(単位:円)

契約年齢(歳)	主契約		特約				
	ガン診断給付型		ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約		抗ガン剤治療給付特約(18)	
	ガン診断給付金額		約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額		抗ガン剤治療給付金月額	
	50万円	100万円		5,000円	1万円	5万円	10万円
0	413	827	94	305	610	183	367
1	419	838	94	305	610	189	379
2	425	851	94	310	620	195	391
3	431	863	94	315	630	201	402
4	438	876	94	315	630	207	414
5	445	890	95	320	640	213	426
6	452	905	95	325	650	218	437
7	460	921	95	325	650	225	451
8	469	938	95	330	660	231	463
9	477	955	96	335	670	238	477
10	487	975	96	340	680	246	492
11	497	994	96	345	690	253	506
12	508	1,016	96	350	700	261	522
13	519	1,039	97	355	710	269	538
14	531	1,062	97	360	720	278	557
15	543	1,087	97	365	730	287	575
16	557	1,115	98	375	750	297	595
17	572	1,144	98	380	760	308	616
18	586	1,173	99	395	790	319	639
19	602	1,205	99	400	800	332	664
20	618	1,237	99	410	820	344	689
21	636	1,272	99	415	830	358	717
22	653	1,307	100	425	850	373	747
23	673	1,346	100	435	870	389	778
24	692	1,385	101	445	890	406	813
25	712	1,425	101	455	910	424	849
26	734	1,469	102	465	930	443	887
27	756	1,513	102	475	950	463	927
28	779	1,559	103	490	980	484	969
29	804	1,609	103	495	990	508	1,016
30	830	1,660	104	510	1,020	531	1,063
31	859	1,719	104	520	1,040	557	1,114
32	890	1,780	105	535	1,070	583	1,167
33	922	1,844	105	555	1,110	611	1,223
34	954	1,909	106	565	1,130	640	1,281
35	987	1,975	106	580	1,160	670	1,341
36	1,021	2,043	107	595	1,190	702	1,404
37	1,055	2,111	107	610	1,220	734	1,468
38	1,090	2,180	107	625	1,250	766	1,533
39	1,123	2,247	109	640	1,280	799	1,599
40	1,156	2,313	109	655	1,310	833	1,666
41	1,188	2,377	109	670	1,340	865	1,731
42	1,220	2,440	110	685	1,370	898	1,796
43	1,251	2,503	110	705	1,410	929	1,858
44	1,283	2,566	110	720	1,440	959	1,919
45	1,315	2,630	111	735	1,470	988	1,977
46	1,348	2,696	111	750	1,500	1,016	2,032
47	1,382	2,764	112	765	1,530	1,042	2,085
48	1,417	2,835	112	785	1,570	1,067	2,135
49	1,455	2,910	113	800	1,600	1,092	2,185
50	1,494	2,989	113	815	1,630	1,115	2,231
51	1,537	3,074	114	830	1,660	1,139	2,278
52	1,582	3,164	115	850	1,700	1,162	2,325
53	1,629	3,258	115	870	1,740	1,186	2,373
54	1,679	3,358	116	885	1,770	1,211	2,422
55	1,731	3,462	117	905	1,810	1,235	2,471
56	1,787	3,574	117	925	1,850	1,263	2,526
57	1,845	3,690	118	945	1,890	1,291	2,583
58	1,903	3,807	119	965	1,930	1,321	2,643
59	1,963	3,927	119	985	1,970	1,352	2,705
60	2,023	4,047	120	1,010	2,020	1,384	2,769
61	2,083	4,166	121	1,035	2,070	1,416	2,833
62	2,141	4,282	122	1,055	2,110	1,449	2,898
63	2,198	4,397	123	1,080	2,160	1,481	2,962
64	2,255	4,511	123	1,100	2,200	1,512	3,025
65	2,313	4,627	124	1,125	2,250	1,543	3,087
66	2,371	4,743	125	1,145	2,290	1,574	3,148
67	2,429	4,859	125	1,170	2,340	1,605	3,210
68	2,488	4,976	126	1,190	2,380	1,636	3,272
69	2,547	5,095	126	1,210	2,420	1,667	3,335
70	2,609	5,218	126	1,235	2,470	1,699	3,399
71	2,671	5,342	127	1,255	2,510	1,733	3,466
72	2,738	5,476	128	1,280	2,560	1,769	3,539
73	2,808	5,617	129	1,315	2,630	1,807	3,615
74	2,884	5,769	130	1,340	2,680	1,848	3,696
75	2,964	5,928	131	1,375	2,750	1,889	3,778
76	3,045	6,090	132	1,410	2,820	1,929	3,859
77	3,125	6,251	134	1,450	2,900	1,969	3,939
78	3,205	6,410	135	1,490	2,980	2,007	4,014
79	3,285	6,571	136	1,535	3,070	2,043	4,087
80	3,370	6,740	137	1,585	3,170	2,080	4,160
81	3,461	6,922	138	1,650	3,300	2,118	4,236
82	3,555	7,110	141	1,720	3,440	2,156	4,313
83	3,652	7,304	142	1,805	3,610	2,193	4,387
84	3,753	7,506	143	1,885	3,770	2,231	4,463
85	3,858	7,717	145	1,980	3,960	2,269	4,539

1契約年齢(歳)	主契約		特約									
	ガン入院給付型		ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約		抗ガン剤治療給付特約(18)		ガン診断給付特約(18)		ガン退院療養給付特約(18)		ガン死亡保障特約(18)
	ガン入院給付金日額		約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額		抗ガン剤治療給付金月額		ガン診断給付金額		主契約のガン入院給付金日額の20倍		ガン死亡保険金額
	5,000円	1万円		5,000円	1万円	10万円	20万円	50万円	100万円	10万円(5,000円×20)	20万円(1万円×20)	50万円
0	380	760	88	280	560	349	698	305	610	40	80	34
1	390	780	88	285	570	360	720	309	618	40	80	35
2	390	780	88	285	570	369	738	313	626	40	80	36
3	395	790	88	290	580	379	758	318	636	40	80	37
4	395	790	88	290	580	390	780	323	646	40	80	38
5	395	790	88	295	590	401	802	328	656	40	80	39
6	405	810	88	295	590	411	822	334	668	40	80	40
7	405	810	88	300	600	423	846	339	679	40	80	42
8	410	820	88	305	610	433	866	345	690	40	80	43
9	410	820	88	305	610	444	888	352	704	45	90	44
10	420	840	88	310	620	457	914	358	717	45	90	46
11	420	840	88	315	630	469	938	366	732	45	90	47
12	425	850	88	315	630	483	966	373	747	45	90	49
13	430	860	88	320	640	496	992	381	763	45	90	50
14	435	870	88	325	650	511	1,022	389	779	45	90	51
15	445	890	88	330	660	526	1,052	398	797	45	90	53
16	445	890	88	335	670	543	1,086	408	816	50	100	55
17	450	900	88	340	680	558	1,116	417	835	50	100	57
18	460	920	88	345	690	577	1,154	427	855	50	100	60
19	460	920	88	350	700	596	1,192	438	876	50	100	62
20	470	940	88	355	710	617	1,234	448	897	50	100	64
21	475	950	88	360	720	638	1,276	460	920	55	110	66
22	485	970	88	365	730	661	1,322	472	944	55	110	70
23	485	970	88	375	750	686	1,372	483	967	55	110	72
24	495	990	88	380	760	712	1,424	496	993	55	110	75
25	495	990	88	390	780	740	1,480	509	1,019	60	120	78
26	505	1,010	88	400	800	769	1,538	523	1,047	60	120	81
27	515	1,030	88	405	810	801	1,602	538	1,076	60	120	85
28	520	1,040	88	415	830	833	1,666	553	1,106	65	130	88
29	530	1,060	88	425	850	868	1,736	569	1,138	65	130	92
30	545	1,090	88	430	860	904	1,808	585	1,171	65	130	96
31	555	1,110	88	440	880	943	1,886	603	1,206	70	140	100
32	565	1,130	88	450	900	983	1,966	621	1,242	70	140	104
33	575	1,150	88	460	920	1,024	2,048	640	1,281	75	150	109
34	585	1,170	88	470	940	1,069	2,138	660	1,320	75	150	113
35	600	1,200	88	480	960	1,113	2,226	679	1,359	75	150	118
36	610	1,220	88	490	980	1,161	2,322	700	1,401	85	170	123
37	625	1,250	88	495	990	1,210	2,420	722	1,444	90	180	128
38	635	1,270	88	505	1,010	1,260	2,520	742	1,485	90	180	134
39	650	1,300	88	515	1,030	1,309	2,618	764	1,528	95	190	140
40	665	1,330	88	525	1,050	1,359	2,718	783	1,567	95	190	147
41	675	1,350	88	535	1,070	1,410	2,820	803	1,607	100	200	152
42	690	1,380	88	550	1,100	1,457	2,914	822	1,644	100	200	159
43	705	1,410	88	560	1,120	1,503	3,006	840	1,681	105	210	166
44	720	1,440	88	570	1,140	1,546	3,092	858	1,717	105	210	173
45	730	1,460	88	580	1,160	1,587	3,174	876	1,753	110	220	180
46	745	1,490	88	590	1,180	1,625	3,250	895	1,790	110	220	188
47	760	1,520	88	600	1,200	1,660	3,320	913	1,826	115	230	196
48	775	1,550	88	610	1,220	1,692	3,384	933	1,867	120	240	204
49	790	1,580	88	620	1,240	1,722	3,444	953	1,906	120	240	213
50	805	1,610	88	630	1,260	1,750	3,500	974	1,948	125	250	221
51	815	1,630	88	640	1,280	1,777	3,554	997	1,994	125	250	231
52	830	1,660	88	650	1,300	1,803	3,606	1,020	2,041	130	260	240
53	850	1,700	88	660	1,320	1,828	3,656	1,045	2,091	135	270	249
54	870	1,740	88	670	1,340	1,856	3,712	1,072	2,145	135	270	260
55	890	1,780	88	680	1,360	1,883	3,766	1,100	2,200	140	280	270
56	905	1,810	88	690	1,380	1,912	3,824	1,129	2,259	145	290	281
57	925	1,850	88	705	1,410	1,942	3,884	1,160	2,320	145	290	293
58	945	1,890	88	715	1,430	1,974	3,948	1,190	2,381	150	300	305
59	965	1,930	88	730	1,460	2,006	4,012	1,221	2,442	155	310	318
60	980	1,960	88	740	1,480	2,039	4,078	1,250	2,501	160	320	331
61	1,005	2,010	88	750	1,500	2,072	4,144	1,279	2,558	160	320	345
62	1,020	2,040	88	760	1,520	2,105	4,210	1,306	2,613	165	330	359
63	1,040	2,080	88	775	1,550	2,137	4,274	1,334	2,668	165	330	375
64	1,060	2,120	88	785	1,570	2,170	4,340	1,361	2,722	165	330	391
65	1,080	2,160	88	795	1,590	2,201	4,402	1,389	2,778	170	340	408
66	1,095	2,190	88	810	1,620	2,234	4,468	1,418	2,836	170	340	425
67	1,120	2,240	88	820	1,640	2,268	4,536	1,447	2,895	175	350	443
68	1,135	2,270	88	825	1,650	2,303	4,606	1,477	2,955	175	350	463
69	1,160	2,320	88	840	1,680	2,338	4,676	1,508	3,017	180	360	482
70	1,190	2,380	88	855	1,710	2,373	4,746	1,539	3,078	185	370	503
71	1,210	2,420	88	870	1,740	2,407	4,814	1,570	3,140	185	370	524
72	1,240	2,480	88	880	1,760	2,440	4,880	1,600	3,201	190	380	546
73	1,270	2,540	88	890	1,780	2,472	4,944	1,631	3,263	190	380	570
74	1,290	2,580	88	900	1,800	2,503	5,006	1,662	3,324	195	390	595
75	1,325	2,650	88	915	1,830	2,532	5,064	1,693	3,386	200	400	620
76	1,355	2,710	87	930	1,860	2,561	5,122	1,724	3,448	200	400	647
77	1,375	2,750	87	945	1,890	2,589	5,178	1,755	3,511	205	410	674
78	1,400	2,800	87	965	1,930	2,614	5,228	1,786	3,573	205	410	703
79	1,420	2,840	87	985	1,970	2,639	5,278	1,818	3,636	210	420	733
80	1,450	2,900	87	1,015	2,030	2,660	5,320	1,849	3,699	210	420	764
81	1,475	2,950	87	1,040	2,080	2,680	5,360	1,881	3,762	215	430	795
82	1,500	3,000	87	1,070	2,140	2,699	5,398	1,913	3,826	220	440	827
83	1,530	3,060	87	1,110	2,220	2,714	5,428	1,945	3,891	220	440	860
84	1,555	3,110	87	1,150	2,300	2,727	5,454	1,978	3,956	225	450	893
85	1,585	3,170	87	1,190	2,380	2,739	5,478	2,011	4,022	225	450	926

1契約年齢(歳)	主契約		特約									
	ガン入院給付型		ガン先進医療特約(18)	ガン治療通院給付特約		抗ガン剤治療給付特約(18)		ガン診断給付特約(18)		ガン退院療養給付特約(18)		ガン死亡保障特約(18)
	ガン入院給付金日額		約款所定の給付額	ガン治療通院給付金日額		抗ガン剤治療給付金月額		ガン診断給付金額		主契約のガン入院給付金日額の20倍		ガン死亡保険金額
	5,000円	1万円		5,000円	1万円	10万円	20万円	50万円	100万円	10万円(5,000円×20)	20万円(1万円×20)	50万円
0	415	830	94	305	610	367	734	323	646	40	80	36
1	415	830	94	305	610	379	758	328	656	40	80	37
2	425	850	94	310	620	391	782	333	667	40	80	38
3	425	850	94	315	630	402	804	339	678	45	90	40
4	430	860	94	315	630	414	828	345	690	45	90	41
5	430	860	95	320	640	426	852	351	702	45	90	42
6	440	880	95	325	650	437	874	357	715	45	90	43
7	440	880	95	325	650	451	902	365	730	45	90	44
8	445	890	95	330	660	463	926	372	744	45	90	46
9	455	910	96	335	670	477	954	379	759	45	90	47
10	455	910	96	340	680	492	984	388	776	50	100	49
11	465	930	96	345	690	506	1,012	397	794	50	100	50
12	470	940	96	350	700	522	1,044	406	812	50	100	52
13	480	960	97	355	710	538	1,076	416	832	50	100	54
14	480	960	97	360	720	557	1,114	427	854	50	100	56
15	490	980	97	365	730	575	1,150	438	876	55	110	58
16	495	990	98	375	750	595	1,190	449	899	55	110	61
17	500	1,000	98	380	760	616	1,232	462	925	55	110	63
18	505	1,010	99	395	790	639	1,278	476	952	55	110	66
19	515	1,030	99	400	800	664	1,328	489	979	60	120	68
20	530	1,060	99	410	820	689	1,378	504	1,008	60	120	72
21	545	1,090	99	415	830	717	1,434	519	1,038	60	120	75
22	550	1,100	100	425	850	747	1,494	535	1,070	65	130	78
23	560	1,120	100	435	870	778	1,556	551	1,102	65	130	82
24	575	1,150	101	445	890	813	1,626	568	1,137	65	130	85
25	585	1,170	101	455	910	849	1,698	586	1,172	70	140	89
26	600	1,200	102	465	930	887	1,774	605	1,211	70	140	93
27	610	1,220	102	475	950	927	1,854	625	1,250	70	140	98
28	625	1,250	103	490	980	969	1,938	645	1,291	75	150	103
29	635	1,270	103	495	990	1,016	2,032	667	1,335	75	150	107
30	650	1,300	104	510	1,020	1,063	2,126	690	1,381	85	170	112
31	665	1,330	104	520	1,040	1,114	2,228	714	1,428	85	170	118
32	680	1,360	105	535	1,070	1,167	2,334	739	1,479	90	180	123
33	700	1,400	105	555	1,110	1,223	2,446	766	1,532	95	190	129
34	715	1,430	106	565	1,130	1,281	2,562	792	1,585	95	190	136
35	735	1,470	106	580	1,160	1,341	2,682	820	1,640	100	200	142
36	750	1,500	107	595	1,190	1,404	2,808	848	1,697	105	210	149
37	765	1,530	107	610	1,220	1,468	2,936	877	1,754	105	210	156
38	790	1,580	107	625	1,250	1,533	3,066	905	1,811	110	220	163
39	805	1,610	109	640	1,280	1,599	3,198	934	1,868	115	230	171
40	820	1,640	109	655	1,310	1,666	3,332	961	1,922	115	230	179
41	835	1,670	109	670	1,340	1,731	3,462	988	1,976	120	240	187
42	865	1,730	110	685	1,370	1,796	3,592	1,014	2,029	125	250	196
43	880	1,760	110	705	1,410	1,858	3,716	1,040	2,080	130	260	205
44	900	1,800	110	720	1,440	1,919	3,838	1,066	2,133	130	260	214
45	920	1,840	111	735	1,470	1,977	3,954	1,093	2,186	135	270	224
46	940	1,880	111	750	1,500	2,032	4,064	1,120	2,241	140	280	235
47	960	1,920	112	765	1,530	2,085	4,170	1,148	2,296	145	290	246
48	980	1,960	112	785	1,570	2,135	4,270	1,178	2,356	150	300	257
49	1,010	2,020	113	800	1,600	2,185	4,370	1,209	2,419	155	310	269
50	1,030	2,060	113	815	1,630	2,231	4,462	1,243	2,486	160	320	281
51	1,055	2,110	114	830	1,660	2,278	4,556	1,278	2,557	160	320	295
52	1,085	2,170	115	850	1,700	2,325	4,650	1,316	2,633	165	330	309
53	1,110	2,220	115	870	1,740	2,373	4,746	1,357	2,714	165	330	323
54	1,140	2,280	116	885	1,770	2,422	4,844	1,399	2,798	175	350	338
55	1,175	2,350	117	905	1,810	2,471	4,942	1,444	2,889	180	360	353
56	1,200	2,400	117	925	1,850	2,526	5,052	1,492	2,985	185	370	370
57	1,235	2,470	118	945	1,890	2,583	5,166	1,541	3,083	190	380	388
58	1,270	2,540	119	965	1,930	2,643	5,286	1,592	3,185	195	390	407
59	1,305	2,610	119	985	1,970	2,705	5,410	1,645	3,290	200	400	427
60	1,345	2,690	120	1,010	2,020	2,769	5,538	1,696	3,392	210	420	447
61	1,380	2,760	121	1,035	2,070	2,833	5,666	1,747	3,494	215	430	470
62	1,410	2,820	122	1,055	2,110	2,898	5,796	1,797	3,594	220	440	493
63	1,445	2,890	123	1,080	2,160	2,962	5,924	1,846	3,693	225	450	518
64	1,480	2,960	123	1,100	2,200	3,025	6,050	1,895	3,791	235	470	543
65	1,515	3,030	124	1,125	2,250	3,087	6,174	1,945	3,891	240	480	570
66	1,545	3,090	125	1,145	2,290	3,148	6,296	1,995	3,990	245	490	597
67	1,580	3,160	125	1,170	2,340	3,210	6,420	2,046	4,093	250	500	626
68	1,625	3,250	126	1,190	2,380	3,272	6,544	2,097	4,194	255	510	654
69	1,665	3,330	126	1,210	2,420	3,335	6,670	2,149	4,298	260	520	685
70	1,705	3,410	126	1,235	2,470	3,399	6,798	2,202	4,405	270	540	718
71	1,755	3,510	127	1,255	2,510	3,466	6,932	2,258	4,516	275	550	753
72	1,805	3,610	128	1,280	2,560	3,539	7,078	2,318	4,636	280	560	790
73	1,855	3,710	129	1,315	2,630	3,615	7,230	2,382	4,765	285	570	831
74	1,915	3,830	130	1,340	2,680	3,696	7,392	2,450	4,901	295	590	875
75	1,980	3,960	131	1,375	2,750	3,778	7,556	2,522	5,044	300	600	922
76	2,035	4,070	132	1,410	2,820	3,859	7,718	2,594	5,189	310	620	971
77	2,100	4,200	134	1,450	2,900	3,939	7,878	2,667	5,334	315	630	1,022
78	2,150	4,300	135	1,490	2,980	4,014	8,028	2,739	5,478	325	650	1,075
79	2,205	4,410	136	1,535	3,070	4,087	8,174	2,810	5,621	330	660	1,131
80	2,270	4,540	137	1,585	3,170	4,160	8,320	2,887	5,774	340	680	1,189
81	2,330	4,660	138	1,650	3,300	4,236	8,472	2,969	5,938	345	690	1,252
82	2,405	4,810	141	1,720	3,440	4,313	8,626	3,053	6,106	355	710	1,317
83	2,470	4,940	142	1,805	3,610	4,387	8,774	3,140	6,280	365	730	1,385
84	2,555	5,110	143	1,885	3,770	4,463	8,926	3,231	6,462	370	740	1,455
85	2,630	5,260	145	1,980	3,960	4,539	9,078	3,326	6,652	380	760	1,527

ガン保険（無解約返戻金型）(22) 無配当

この保険商品は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

ガンの保障

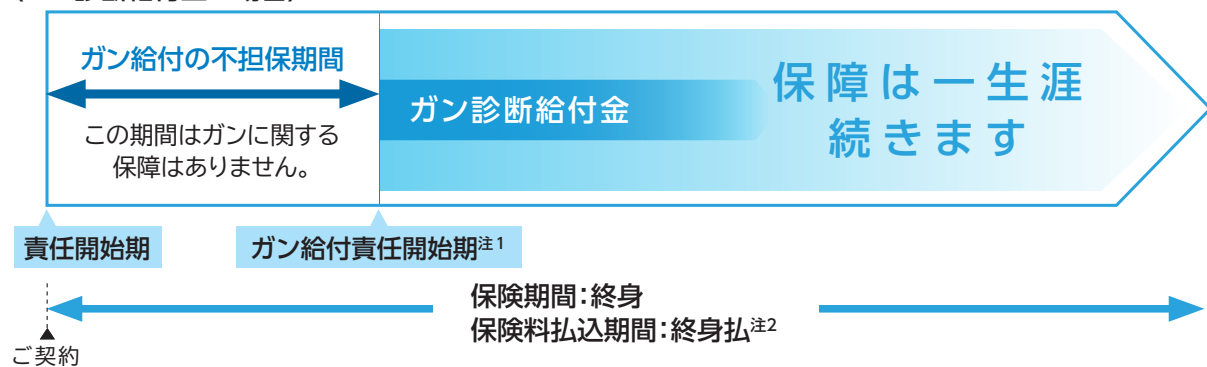
- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特 徴

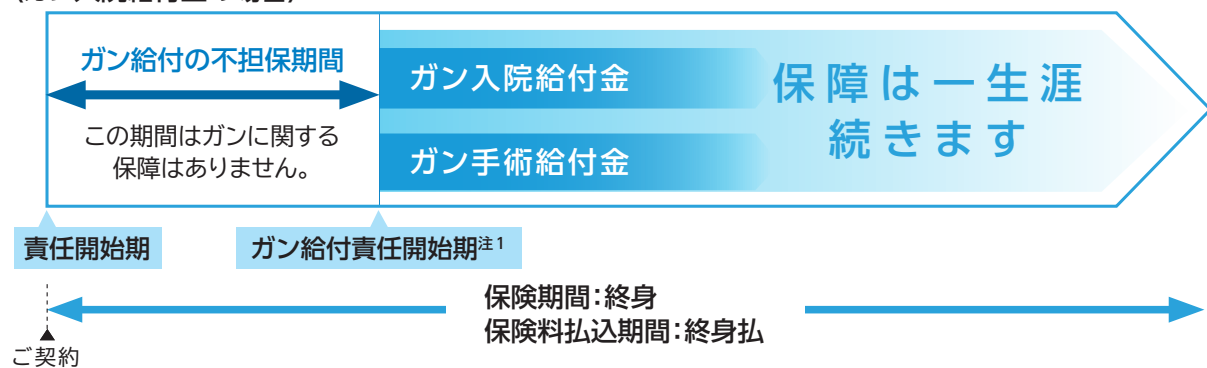
- ニーズに合わせて、主契約の保険契約の型（ガン診断給付型・ガン入院給付型）を選ぶことができます。
- 主契約の保険契約の型に応じて、ガンと診断確定されたときやガンによる入院・手術等のときに、一生涯にわたり備えることができます。

2 商品（主契約）のしくみ

〈ガン診断給付型の場合〉



〈ガン入院給付型の場合〉



注 1 この書面の **5 ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について** をご覧ください。

注 2 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。

ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、**払込保険料の合計額が多くなる場合があります。**

※ 主契約の保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

※ この保険の対象となるガンは、約款別表に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の保障対象とはなりません。
詳細は **「ご契約のしおり・約款」** をご覧ください。

※ 具体的なご契約の内容（給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、**「申込書」**や**「保険設計書」**等でご確認ください。

3 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

〈ガン診断給付型の場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき ●ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ●ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年経過後にガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額

※ 被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。
ただし、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

ガン診断給付金

- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて 1 年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1 年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。

〈ガン入院給付型の場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン入院給付金 ①	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで 1 日以上入院されたとき	入院5日以内 ガン入院給付金日額の5倍 入院6日以上 ガン入院給付金日額×入院日数
ガン手術給付金 ②	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの 治療を目的とした約款所定の手術を受けられたとき	1回につき ガン入院給付金日額の20倍

※ 保険料払込期間中を通じて死亡されたときの保障はありません。

① ガン入院給付金

- 入院の原因を問わず、ガン入院給付金のお支払事由に該当する入院を 2 回以上された場合は、継続した 1 回の入院とみなします。
ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ガン入院給付金は、ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとしてお支払いします。

② ガン手術給付金

- ガン手術給付金のお支払回数に限度はありません。
ただし、一部の手術（ファイバースコープによる手術等）は、**60日間に 1 回の給付限度があります。**
- 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられてもガン手術給付金は**お支払いできません。**
- 同時に複数の手術を受けられた場合そのうちいずれか1種類の手術についてのみガン手術給付金をお支払いします。

保険料の払込免除について

主契約では、保険料の払込免除を**お取扱いしません。**

4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき ●ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ●ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年経過後にガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額

■ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

■ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。

■主契約の保険契約の型がガン診断給付型の場合は付加できません。

ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン治療通院給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき	ガン治療通院給付金日額×通院日数

■次の期間（支払対象期間）中の通院が対象となります。

- 初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
- 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
 - ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ガンの治療を目的として入院されたとき

※ 最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。

■通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

■次の通院についてはガン治療通院給付金のお支払対象外です。

- 検査や経過観察のための通院
- 美容上の処置による通院
- 治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院
- ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等

■次の場合については、ガン治療通院給付金は重複してお支払いできません。

- 1日に2回以上通院された場合
- 2つ以上のガンの治療のために通院された場合

■主契約からガン入院給付金が支払われる場合、ガン入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金をお支払いできません。

抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
抗ガン剤治療給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として抗ガン剤治療を受けられたとき	抗ガン剤治療給付金月額×お支払事由に該当する月の月数

■次のいずれかに該当する抗ガン剤治療が対象となります。

- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
- 約款所定の先進医療による療養
- 約款所定の患者申出療養による療養
- 上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療

■お支払事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。

- ①注射による投与が医師[※]により行われた場合：医師[※]によりその抗ガン剤が投与された日
- ②経口による投与が行われた場合：医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります）
- ③①②に該当しない場合：医師がその抗ガン剤を処方した日

注 看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

■同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

■抗ガン剤治療給付金のお支払いは、お支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。

ガン退院療養給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン退院療養給付金	主契約のガン入院給付金が支払われる入院をされ、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたとき	主契約のガン入院給付金日額の20倍

■ガン退院療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、ガン退院療養給付金をお支払いできません。

■主契約の保険契約の型がガン診断給付型の場合は付加できません。

ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン先進医療給付金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	●先進医療にかかわる技術料 ●約款所定の交通費・宿泊費（1泊につき1万円を限度）

■ガン先進医療給付金は、保険期間を通じて2,000万円を限度とします。

■先進医療とは、約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。

ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン死亡保険金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで死亡されたとき	ガン死亡保険金額
ガン高度障害保険金	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の高度障害状態になられたとき	

■ ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金は、重複してお支払いできません。

■ 主契約の保険契約の型がガン診断給付型の場合は付加できません。

ガン保険料払込免除特約

次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由
ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき

5 ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について

ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は責任開始日^注からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日（91 日目）からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が、告知前または告知時からガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）の前日までにガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いします。

主契約・特約とも無効となり、給付金等のお支払いや保険料の払込免除はできません。

この場合、すでに払い込まれた保険料はお戻しします。

※ 告知前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を知っていたときはすでに払い込まれた保険料はお戻ししません。ただし、解約返戻金があるときはこれをお支払いします。

7 解約返戻金について

〈主契約〉

■ ガン診断給付型

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（ガン診断給付金額の5%）をお受け取りいただけます。

■ ガン入院給付型

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

〈特約〉

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

8 配当金について

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

9 お支払いできる場合（お支払事由）の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て給付金等のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

10 主な税務のお取扱いについて

■ お払込みいただいた保険料は、「介護医療保険料控除」の対象[※]となります。

他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。（所得税法第76条）

注 ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）の保険料につきましては、「一般生命保険料控除」の対象となります。

※ 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■ 被保険者が受取人となる給付金等は非課税扱いになります。（所得税基本通達9-20、9-21）

■ ガン死亡保険金・死亡時返戻金の受取時の課税については、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税、贈与税が適用されます。

※ 上記、税務上のお取扱いについては、2024年9月施行中の税制によります。

今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、給付金等にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

- この **注意喚起情報** は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **契約概要** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この **注意喚起情報** のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1

クーリング・オフ

お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

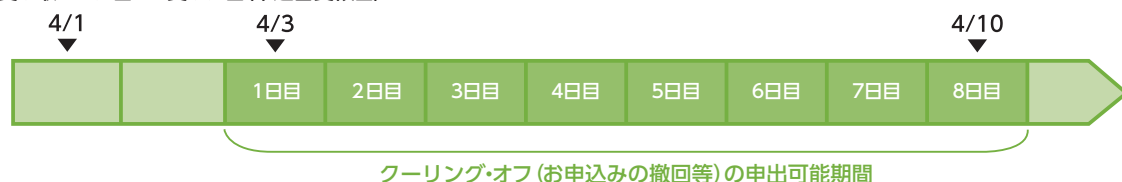
➡ 詳細は、**「ご契約のしおり」** クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^{注1}を受け取られた日(*)」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日(申込書受領日)」のいずれか遅い日からその日を含めて **8日以内であれば**、書面または電磁的記録^{注2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。この場合、すでにお払いいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注1 この書面(注意喚起情報)は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>)にクーリング・オフ受付画面を設けております。

【例】 注意喚起情報を
受け取られた日 4/1
ご契約のお申込みを
受けた日(申込書受領日) 4/3



(*) 電磁的交付を希望された場合、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または電磁的記録の送信時(申出入力完了日付)に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

<書面による方法>

次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。

- 申込者等の氏名(自署)
- 住所、電話番号
- 申込番号
- お申込みの撤回等をする旨

<電磁的記録による方法>

三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面

(<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>) から、必要事項をご入力ください。

- 次の場合、お申込みの**撤回等はできません。**

- 三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

2

健康状態等の告知

健康状態やご職業等についてありのままに正確に もれなくお知らせ(告知)してください。

➡ 詳細は、**「ご契約のしおり」** 健康状態・ご職業等の告知義務について

- ガン保険(無解約返戻金型)(22)は、専用告知書のご提出のみでお申し込みいただけます。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。

※ 情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。

告知受領権について

- 告知を受ける権限(告知受領権)は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 社員
 - 代理店
 - 三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
 - 給付金等のご請求の際
 - 保険料のお払込みの免除をご請求の際

ご契約をお断りする場合があります

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、ご契約をお断りする場合があります。

告知の内容が事実と相違する場合について

■ 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。この場合、次のとおりお取扱いします。

- 給付金等をお支払いする事由が発生していても、給付金等を**お支払いできません**。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料の**お払込みを免除できません**。
- お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。

また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^注には、ご契約または特約を**解除することがあります**。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等をお支払いできない場合を含みます。

■ 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、給付金等を**お支払いできないことがあります**。

この場合、すでにお払込みいただいた**保険料はお戻しできません**。

※ 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

3

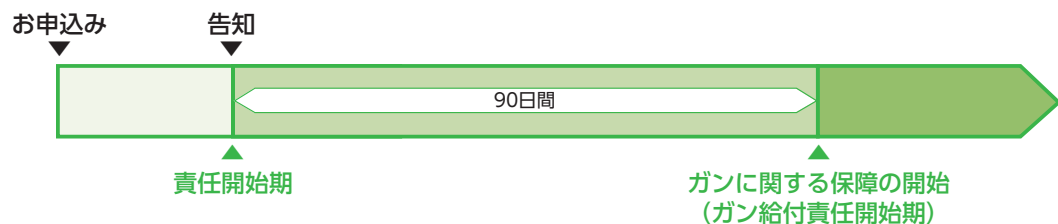
ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）

ガンに関する保障は、ご契約後、一定期間を経過した後に開始します。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について

■ ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は責任開始日^注からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。この責任を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



■ 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

■ ご契約者、被保険者、死亡時返戻金受取人または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

4

保険料のお払込み等

保険料は、期間内にお払込みください。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について / ご契約の復活について

保険料の払込猶予期間について

■ 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

■ 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、その**ご契約は無効となります**。この場合、次のとおりお取扱いします。

- お支払いする返戻金はありません。
- 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- 次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

保険契約の失効・復活について

■ 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合、**ご契約は失効します**。

■ 万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

5

給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできない場合があります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」給付金等をお支払いできない場合について

■ お支払事由に該当しない場合

- ガン給付責任開始期前に診断確定されたガンを原因とする場合
- 「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合 等

■ 給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合

- 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
- 受取人等の故意によるお支払事由の発生 等

■ 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

- 保険契約のお申込みや復活等の際に、給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、死亡時返戻金受取人または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合
- 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約と解約返戻金

解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」解約と解約返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
 - 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ※ 解約返戻金については、 **契約概要** ・  「ご契約のしおり・約款」 もあわせてご確認ください。
- ※ ご契約の内容等によっては、給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

7 保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、給付金額等が削減されることがあります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」保険会社の業務または財産の状況が変化した場合／「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者等の保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

新たな保険契約へのお申込み

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」新たな保険契約へのお申込みについて

一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
 - 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約の**お引受けができないことや**、その告知がされなかったためにご契約が**解除・取消となることもあります。**
- ※ ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の  **告知の内容が事実と相違する場合について** をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、給付金等のお支払いができないことがあります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。**
 - 新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。**
- ※ ガンに関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。
- ※ 三井住友海上あいおい生命のガン保険契約にご加入中のお客さまは、三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たせば、保障期間を途切らせることなく、新たなガン保険契約にお申込みいただけます。詳細は  「ご契約のしおり・約款」 をご確認ください。

その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とでは異なることがあります。

給付金等のご請求

9 給付金等のご請求の際はすみやかに 三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 給付金等のお受取り等の手続きについて

- ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、 「ご契約のしおり・約款」 または三井住友海上あいおい生命ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、給付金等をお支払いします。
ただし、この書面の **5 給付金等をお支払いできない場合** に記載している約款の定めにより給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

給付金等の代理請求

10 代理人が給付金等を請求することができます。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 給付金等のお受取り等の手続きについて

- 次の場合、給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が給付金等を請求することができます。
 - 被保険者と給付金等の受取人が同一で、受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

お問い合わせ先

11 保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先	三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター
	TEL 0120-324-386 （無料）
	受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先	一般社団法人 生命保険協会
	ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1. 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - 保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
 - 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
 - その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

2. 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&AD インシュアランス グループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。
3. 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。
※ 医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。
4. 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

5. 三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度^{注1}、契約内容照会制度^{注1}、支払査定時照会制度^{注2}に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は  「ご契約のしおり」 または **三井住友海上あいおい生命ホームページ** (<https://www.msa-life.co.jp>) をご確認ください。) を同協会に登録し、利用することがあります。

注1  「ご契約のしおり」 **「契約内容登録制度・契約内容照会制度」** についてをご確認ください。

注2  「ご契約のしおり」 **「支払査定時照会制度」** についてをご確認ください。

6. 三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや MS&AD インシュアランス グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ** (<https://www.msa-life.co.jp>) をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

- 「ご契約のしおり・約款」の内容は、次の方法でご確認いただくことができます。

Web版（Web約款）	三井住友海上あいおい生命のホームページからご確認いただけます。
冊子版 ^注	お受け取りいただく冊子でご確認いただけます。

注 冊子版を希望される場合は、ご契約時に販売資格を持つ募集人にお申し出ください。
ご契約後にお申し出いただく場合は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

「Web約款」について

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

■ 特徴

- ・いつでもパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」を閲覧いただけます。
- ・ご覧になりたいページを拡大することができます。
- ・保管の必要がなく紛失の心配がありません。

■ 「Web約款」の閲覧方法

1 QRコードまたは URL から直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス
- URLからアクセス



<https://www.msa-life.co.jp/yakkan/pdf/2024-0120.pdf>

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

2 三井住友海上あいおい生命ホームページから閲覧

- ① インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

三井住友海上あいおい生命ホームページ

<https://www.msa-life.co.jp>

- ② トップページ「Web約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動
- ③ 「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2024-0120

※ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

銀行が生命保険募集人となる場合のご留意点

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

MEMO

MEMO